

第七回国会 大蔵委員会 議録 第四十二号

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

- 委員長 川野 芳滿君
- 理事 岡野 清豪君 理事北澤 直吉君
- 理事 小山 長規君 理事前尾繁三郎君
- 理事 川島 金次君 理事橋本 金一君
- 理事 河田 賢治君 理事内藤 友明君
- 理事 奥村又十郎君 甲木 保君
- 理事 鹿野 彦吉君 佐久間 徹君
- 理事 田中 啓一君 苦米地英俊君
- 理事 中野 武雄君 西村 直己君
- 理事 三宅 則義君 田中織之進君
- 理事 宮腰 喜助君 竹村奈良一君
- 理事 田島 ひで君 中野 四郎君

出席政府委員

- 國務大臣 青木 孝義君
- 總務府事務官(外務省管理委員) 牛場 信彦君
- 會事務局長 荻田 保君
- 地方自治庁次長 荻田 保君
- 大蔵事務官(主計局法務課長) 佐藤 一郎君
- 大蔵事務官(主計局長) 平田敬一郎君
- 大蔵事務官(理財局長) 伊原 隆君
- 大蔵事務官(管財局長) 吉田 晴二君
- 通商産業政務次官 宮腰 靖君
- 通商産業事務官(資源庁石炭管理局長) 中島 征帆君
- 通商産業事務官(中央経済調査庁監査部長) 木村 武君
- 大蔵事務官(管財局長) 宮川新一郎君
- 大蔵事務官(管財局長) 宮川新一郎君

- 通商産業事務官 松尾泰一郎君
- (通商局長) 加野 一郎君
- 通商産業事務官 岡野 賢司君
- 配炭公団清算事務所調整室長 植木友治郎君
- 配炭公団清算事務所調整室課長 植木友治郎君
- 專門員 椎木 文也君
- 專門員 黒田 久太君

三月二十九日
委員前田榮之助君辞任につき、その補欠として田中織之進君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三一号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出第七五号)
国税犯則取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)
国税の延滞金等の特例に関する法律案(内閣提出第一一七号)
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)
国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)
昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案(内閣提出第二二五号)

○川野委員長 これより会議を開きました。
昨二十八日本委員会に付託になりました外国為替及び外国貿易の管理法の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を求めます。

○河田委員 たいまのお話では韓国、琉球、台湾、こういうことでありまして、最近いろいろ新聞等によりまして、また国内のいろいろ政治情勢から考えまして、見返り資金を東南方面の円建資金に使うというふうなことを構想になつたことがありまして、あるいはまたそういうことについて関係筋からのお話があつたことはありませんか。この点をちよつと伺つておきたいと思つてます。

○伊原政府委員 お答え申し上げます。見返り資金の使用方法につきましては、輸出の増進等につきまして積極的に役立てるといふ意味におきまして、そういう問題も一つの研究の対象とは相なつておりますが、具体化はいたしておりません。

○川島委員 ちよつと一言だけお尋ねしておきたいのですが、この説明によりますと、外国人の本邦内事業活動、外国為替銀行の為替業務、外資導入等に関する事項、この三点ばかりの非常に重要なことについてはいまなお慎重考慮、未確定の分がある。こういう意味を述べておられるのですが、この三点の

○伊原政府委員 たいま議題となりましては、最近新聞では、日本政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○河田委員 実はこの法律については、政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○川野委員長 それでは本案を議題として質疑に入ります。河田委員。
○河田委員 実はこの法律については、政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○伊原政府委員 お答え申し上げます。見返り資金の使用方法につきましては、輸出の増進等につきまして積極的に役立てるといふ意味におきまして、そういう問題も一つの研究の対象とは相なつておりますが、具体化はいたしておりません。

○河田委員 たいまのお話では韓国、琉球、台湾、こういうことでありまして、最近いろいろ新聞等によりまして、また国内のいろいろ政治情勢から考えまして、見返り資金を東南方面の円建資金に使うというふうなことを構想になつたことがありまして、あるいはまたそういうことについて関係筋からのお話があつたことはありませんか。この点をちよつと伺つておきたいと思つてます。

○伊原政府委員 お答え申し上げます。見返り資金の使用方法につきましては、輸出の増進等につきまして積極的に役立てるといふ意味におきまして、そういう問題も一つの研究の対象とは相なつておりますが、具体化はいたしておりません。

○川島委員 ちよつと一言だけお尋ねしておきたいのですが、この説明によりますと、外国人の本邦内事業活動、外国為替銀行の為替業務、外資導入等に関する事項、この三点ばかりの非常に重要なことについてはいまなお慎重考慮、未確定の分がある。こういう意味を述べておられるのですが、この三点の

○伊原政府委員 たいま議題となりましては、最近新聞では、日本政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○河田委員 実はこの法律については、政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○川野委員長 それでは本案を議題として質疑に入ります。河田委員。
○河田委員 実はこの法律については、政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○伊原政府委員 お答え申し上げます。見返り資金の使用方法につきましては、輸出の増進等につきまして積極的に役立てるといふ意味におきまして、そういう問題も一つの研究の対象とは相なつておりますが、具体化はいたしておりません。

○河田委員 たいまのお話では韓国、琉球、台湾、こういうことでありまして、最近いろいろ新聞等によりまして、また国内のいろいろ政治情勢から考えまして、見返り資金を東南方面の円建資金に使うというふうなことを構想になつたことがありまして、あるいはまたそういうことについて関係筋からのお話があつたことはありませんか。この点をちよつと伺つておきたいと思つてます。

○伊原政府委員 お答え申し上げます。見返り資金の使用方法につきましては、輸出の増進等につきまして積極的に役立てるといふ意味におきまして、そういう問題も一つの研究の対象とは相なつておりますが、具体化はいたしておりません。

○川島委員 ちよつと一言だけお尋ねしておきたいのですが、この説明によりますと、外国人の本邦内事業活動、外国為替銀行の為替業務、外資導入等に関する事項、この三点ばかりの非常に重要なことについてはいまなお慎重考慮、未確定の分がある。こういう意味を述べておられるのですが、この三点の

○伊原政府委員 たいま議題となりましては、最近新聞では、日本政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○河田委員 実はこの法律については、政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○川野委員長 それでは本案を議題として質疑に入ります。河田委員。
○河田委員 実はこの法律については、政府は円建を今考へておるといふこととありますが、特に東南アジア諸国に対するそういう方針はありでございませうか。
○伊原政府委員 お答え申し上げます。見返り資金の使用方法につきましては、輸出の増進等につきまして積極的に役立てるといふ意味におきまして、そういう問題も一つの研究の対象とは相なつておりますが、具体化はいたしておりません。

重要事項はどうか点で未確定なのか。その内容について参考のためにこの際開かしておいてもらつた方が、よろしいのではないかと思うのです。

○伊原政府委員 ちよつと関連いたしますので、ほかの点も申し上げたいと思ひます。

今回の法律の御制定を願ひますのは、お手元にはいりませんが外国為替及び外国貿易管理法の一番うしろをござん願ひますと、附則の第一に「この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日以後であつてはならぬ」とありますが、この期日を六月三十日と改めていただくものでございませう。そうしてこの法律は昨年十一月の国会で御制定を願ひまして、御承知の通り輸出に関する部分は十二月一日から、輸入に関する部分は一月一日から施行いたされまして、現在未施行になつておられますのは、第四章の外国為替の集中、それから第五章の制限及び禁止というふうな部分が未施行に相なつております。ただいま川島先生のお尋ねのございました点は、実はまず第一に現在問題になつております点の一つは、外国人の本邦内事業活動という問題でございますが、これは第四章の外国為替の集中の問題とそれから第五章第一節の支拂いの問題等に関連をいたす問題でございますが、日本の現在におきまして日本に参ります外国人の間では、預金を持つた外貨の取引が司令部の承認によつて許されておるわけでございますが、これをだん／＼日本の円の取引に持つて行く方向のもとに、ただいま研究をいたしてござい

す。但しこれは非常に国際的な関係もございませうので、その円の取引に持つて行く方法、それから程度等につきまして、非常に慎重な考慮がいりませうので、まだきまつておらないのであります。それから外国為替銀行の為替業務と書いてございませうのは、現在御存じの通り現行の政令三五三号で外国為替の集中をいたしてございませう。これは全面集中に相なつてございませう。従つてその輸出ビルの一本々々がその都度集中になつておるのであります。こういうことがはたして制度の趣旨に沿うかどうかということもございませう。銀行に外国為替の保有の限度を認めたらいいじやないか、どの程度認めるといふような問題がまだ研究中でございませうので、これがきまらないのであります。

それからなお外資の導入等に関する事項とございませうが、これは第五章の第三節の証券とか、それから第四節の不動産等に関連をいたす問題でございませう。御存じのように現在外資の導入は安本の外資委員会におきまして政令五一号に基きまして、たとえば外国人が株を買います場合には許可がある、不動産を買ふ場合には許可がある、というふうなこともございませうが、その他外資導入に関する一切の問題を含めまして、目下外資導入に関する法律について政府で研究中でございませう。関係方面と今打合せ中の事項でございませうので、これらの方針がきまりませう。実は第四節、第五章というふうなものでは発動いたしたすので、三月三十一日ではむりでございますので、六月三十日まで延ばしていただくたい、こういうわけでございます。

○前庭委員 ただいま議題となつております外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案は、この法律の一部を改正して施行期日を延期しようという法律案でありますので、この際質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採択に入られんことを望みます。

○川野委員 前庭君の動議に御異議ありませんか。

○川野委員 御異議がないようですから、本案は原案の通り可決することになり、賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○川野委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員 次に国税犯則取締法の一部を改正する法律案、国税の延滞金等の特例に関する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国税徴收法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として質疑に入ります。

○農村委員 私は災害法に関連して二、三お尋ねしたいと思ひます。主税局長は先だつての御答弁において、災害の場合に所得税法の災害規定で行くか、今回の災害規定で行くかというところは、納税者の選択にまかせるといふことを答弁せられたのであります。この災害法の第一條には「他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。」というふうなことになるのであります。この法律の特別の定めというものは、所得税法における災害の規定であらうと思ふのであります。そうであるとするれば

まず所得税法の災害の規定を適用して、それでない場合に初めてこの災害法が適用される。所得税法の災害規定がまず先に優先して適用せられる、この点に注意をしたいと思います。

○平田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、第二條に特にその旨を明らかにいたしておるわけでありまして、この二條の規定によりまして、所得税法の規定との関係をこの法律において明らかにいたしたわけでございます。すなわち二條の中に括弧書きをいたしておるのであります。二條の十一條の三の規定による控除をしない者に限る。というふうなことをい

のであります。その趣意は当然に所得税法の控除をする場合におきましては、第二條の控除をしないという意味でございます。しこうして、どちらが有利であるかというその選択によりまして、そのいずれかを適用するといふ意味で考へておるのであります。災害減免法の規定の適用を受けた方が有利な場合におきましては、これは所得税法の規定によつて控除を受けるものに該当しないので、第二條の規定により軽減されるものに該当いたしたすので、そういう趣旨によつてこの規定を改正して参りたいと考へておるわけでありませう。

○農村委員 この第二條の括弧の、所得税法十一條の三の規定による控除、これは自発的に納税者がこの十一條の規定を望まない場合に限つて、この災害法の改正法が適用せられる、この点に注意をいたすのであります。

○平田政府委員 この所得税法第十一條の三の規定による控除は、納税者の申請によつて行われるのでございませう。従ひまして申請がなかつた場合にございませう。この所得税法の適用がな

ない。その場合におきましては第二條の規定の適用になるということでございます。お話を通りであります。

○農村委員 ところがこの災害法によりまして、附則の第四項において、この適用を受けようとする場合においては所得税法第二十一條の二の第一項、あとすつとやはり申請書を出さなければ適用しない、こういうことになつておるのであります。同じことになると思ひますが、この点いかがですか。

○平田政府委員 もちろんこの第二條の規定の適用を受けるためには、その旨の申請を必要とするのでございませう。従ひましてその申請をいたしたすに、所得税法の適用を受けるか、第二條の適用を受けるか、納税者が選択して有利な方を申請できるということに相なるのでございませう。なおこの附則の控除は、今申し上げました今後の恒久法として規定されております第二條とは、実は別個の條文になつておるのであります。これは昭和二十三年の一月一日から昭和二十四年十二月三十一日まで生じた災害に対する特別の規定でございませう。この規定につきましては、この法律はいわば別個の法律と解すべき独立の條文でございませう。この法律は、今申し上げた通りでございます。今までは控除し得なかつた部分を控除しようというわけでございます。従ひましてこの規定の適用を受けんとする場合におきま

ます所得税法の災害の規定を適用して、それでない場合に初めてこの災害法が適用される。所得税法の災害規定がまず先に優先して適用せられる、この点に注意をしたいと思います。

○平田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、第二條に特にその旨を明らかにいたしておるわけでありまして、この二條の規定によりまして、所得税法の規定との関係をこの法律において明らかにいたしたわけでございます。すなわち二條の中に括弧書きをいたしておるのであります。二條の十一條の三の規定による控除をしない者に限る。というふうなことをい

のであります。その趣意は当然に所得税法の控除をする場合におきましては、第二條の控除をしないという意味でございます。しこうして、どちらが有利であるかというその選択によりまして、そのいずれかを適用するといふ意味で考へておるのであります。災害減免法の規定の適用を受けた方が有利な場合におきましては、これは所得税法の規定によつて控除を受けるものに該当しないので、第二條の規定により軽減されるものに該当いたしたすので、そういう趣旨によつてこの規定を改正して参りたいと考へておるわけでありませう。

○農村委員 この第二條の括弧の、所得税法十一條の三の規定による控除、これは自発的に納税者がこの十一條の規定を望まない場合に限つて、この災害法の改正法が適用せられる、この点に注意をいたすのであります。

○平田政府委員 この所得税法第十一條の三の規定による控除は、納税者の申請によつて行われるのでございませう。従ひまして申請がなかつた場合にございませう。この所得税法の適用がな

ない。その場合におきましては第二條の規定の適用になるということでございます。お話を通りであります。

○農村委員 ところがこの災害法によりまして、附則の第四項において、この適用を受けようとする場合においては所得税法第二十一條の二の第一項、あとすつとやはり申請書を出さなければ適用しない、こういうことになつておるのであります。同じことになると思ひますが、この点いかがですか。

○平田政府委員 もちろんこの第二條の規定の適用を受けるためには、その旨の申請を必要とするのでございませう。従ひましてその申請をいたしたすに、所得税法の適用を受けるか、第二條の適用を受けるか、納税者が選択して有利な方を申請できるということに相なるのでございませう。なおこの附則の控除は、今申し上げました今後の恒久法として規定されております第二條とは、実は別個の條文になつておるのであります。これは昭和二十三年の一月一日から昭和二十四年十二月三十一日まで生じた災害に対する特別の規定でございませう。この規定につきましては、この法律はいわば別個の法律と解すべき独立の條文でございませう。この法律は、今申し上げた通りでございます。今までは控除し得なかつた部分を控除しようというわけでございます。従ひましてこの規定の適用を受けんとする場合におきま

ます所得税法の災害の規定を適用して、それでない場合に初めてこの災害法が適用される。所得税法の災害規定がまず先に優先して適用せられる、この点に注意をしたいと思います。

○平田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、第二條に特にその旨を明らかにいたしておるわけでありまして、この二條の規定によりまして、所得税法の規定との関係をこの法律において明らかにいたしたわけでございます。すなわち二條の中に括弧書きをいたしておるのであります。二條の十一條の三の規定による控除をしない者に限る。というふうなことをい

のであります。その趣意は当然に所得税法の控除をする場合におきましては、第二條の控除をしないという意味でございます。しこうして、どちらが有利であるかというその選択によりまして、そのいずれかを適用するといふ意味で考へておるのであります。災害減免法の規定の適用を受けた方が有利な場合におきましては、これは所得税法の規定によつて控除を受けるものに該当しないので、第二條の規定により軽減されるものに該当いたしたすので、そういう趣旨によつてこの規定を改正して参りたいと考へておるわけでありませう。

○農村委員 この第二條の括弧の、所得税法十一條の三の規定による控除、これは自発的に納税者がこの十一條の規定を望まない場合に限つて、この災害法の改正法が適用せられる、この点に注意をいたすのであります。

ては、あらためて本法施行後一定の期間までに、さらに申請をしてもよろしくおこなうことによりまして、この規定を運用して参りたいと考えております。

○農林委員 所得税法の十一條の三の方では盗難の場合も減免しておるのですが、災害の方は盗難は含まないのですか。

○平田政府委員 盗難は災害には含まないと解釈いたしております。従いまして従来から盗難につきましては何ら控除はなかつたのでございますが、昭和二十五年年度の所得税から、盗難につきましては所得税法の規定によりまして、控除することに相なるのでございます。

○農林委員 これは念のためにお尋ねを申し上げておきますが、災害の規定においては、災害の年を含まずに災害の年の翌年から三箇年、こういうふうにお読みとれますか、それから所得税法の第九條の二項の前年以前三箇年というように、その年を含まずに以前の三箇年、こういうことになつて、災害を入れると四箇年の租税減免になる、こういうふうになるように解釈されませんか。

○平田政府委員 所得税法におきまされる控除はまさにその通りでありまして、災害のあつた年には所得税の計算上当然差引きます。それで引切れない分を次に繰越しにいたしまして、三年間控除することに相なるのであります。

○農林委員 災害の第二條は、損害の金額は規定せずに、単に總所得の額と

規定してあります。たとえば損害が住宅、家財でありますけれども、五万円の場合であつても、總所得が三十万円の場合には十五万円引いてもらえるというふうなことになるので、損害の金額と所得金額の控除とは別になりまして、そのように解釈してよろしゅうございませうか。

○平田政府委員 この第二條の規定は、前回は御説明申し上げましたように、一々損害額は幾らというふうな査定は、必ずしも必要としないのでございまして、甚大な被害というものは、その程度について政令で規定してございまして、住宅または家財が過半それぞれ被害を受けたという場合におきましては、この簡単な標準でこの第二條の適用に相なるのでございませう。その額のかんを問いません。その人の所有する住宅または家財の過半以上損害を受けておると認められるものに對しまして、その標準でこの條文を適用したのでございませう。従いましてこの條文は損害額を所得金額から控除するといふような方法によりませんで、その條件に該當いたします場合におきましては、總所得金額が十五万円以下の場合であつたから、所得税を全額免除する。それから所得金額が十五万円を越え三十万円以下の場合には、半額を軽減するといふことになつておることを、所得税法における所得の控除といふような、技術的にむずかしい方法によりませんで、比較的簡単な方法で、災害のあつた場合には、この條文によつて救済することになつておるのでございます。しかしながらその損害の額が相當な額に達しまして、被害金額

も相當明らかである。むしろこの條文の適用を受けるよりも、所得税法等の適用を受けた方が有利であるという納税者の場合においては、先般も申し上げましたように、所得税法の規定によつてそれ／＼救済される。しかし／＼簡単な、たとえば勤勞所得者等、家財の半分が焼けたという場合においてはその損害額を一々評価して、所得金額から控除するという方法よりも、むしろこのような條文によつて簡単に減免するという方が、納税者の実情にも合し、また実際の行政上の便宜にも資するといふわけで、再建の減免の方法を認めておる次第でございませう。

○農林委員 災害の改正法の附則の三項の「所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産」とありますが、この中には農家における田畑が風水害でいったんだ。その田畑の破損、損害というものも認められるのですか。また「事業の用に供する資産」とありますが、その中には住宅も含まれておるのですか。

○平田政府委員 田畑は当然所得の基因たる資産に該當するわけでありまして、あるいは自作農の場合においては、事業の用に供する資産、いずれかに該當するわけでありまして、当然入ることになります。家屋の場合には、営業用になつております家屋は、当然この規定に入りますが、もつぱら自己の住居の用になつておる場合においては、この條文には該當しないのであります。共用しておる場合においてはその共用部分を按分計算等により計算して、その部分はこの條文に該當することと相なるかと思ひます。

○農林委員 それでは同じく附則第三項によつて昭和二十三年一月一日からです。一昨年、昨年のデラ、ヘスターあるいはその他いろいろの台風がありますが、その台風災害がほとんどの中へ含まれると思ひますが、その災害の金額は二十三年の一月一日から二十四年の十二月三十一日まで、この二箇年間で大体どのくらいお見積りにされるか。そういう調査をなすつたことがありませうか。お伺ひします。

○平田政府委員 災害につきましても、いろいろ断片的な調査はいたしておるのでございませうが、全部まとめました調査を今申し上げることができないのを、はなはだ残念に思つてございませう。昭和二十四年度の予算を見込めることができるだけ取入れまして、蔵入見積りの正確を期することにいたしましたのでございませうが、それによりまして二十四年度の所得税の計算上、災害等による減収額を見込みました額が、税額で四十四億七千二百万円程度を見込んでおられます。災害の金額自体につきましても、今全部総合しまして詳しく申し上げるような資料を、先般も調べてみたのでございませうが、ちよつと簡単にすまらぬとがございませう。状態です。二十四年度の予算上におきましては、そのような見積りをされておられます。そのことを御承知願ひたいと思ひます。

○農林委員 それから附則の第五項によつて昭和二十四年度分の所得の計算において、この規定において相當所得の税額が更正されることに相なりまして、二十四年の十二月三十一日までの

災害の損害の申告なるものが、災害法の旧法の第五條によつて提出されておりますから、私は非常にずさんと思ひますが、その正確な損害は出してない分が多いのではないかと。将来三箇年間にわたつて損害が減免されるということがわかつておつたならば、納税者においても災害の際にもつと徹底した損害額を出すわけですが、わずか一年に限つての損害だけでありまして、今までそうでありましたから、申請がずさんであつた。それでこの規定が法律となるときには、この二箇月以内には新たに損害として相當申請を出し直す部分が多いだらうと思ふ。これはひとつ御当局においても、せつ／＼とこの法の精神に基いて新たな申請を出した場合においても、大いにそれを認めてやつていただきたいと思つております。またそういう場合が非常に多いと思ふのですが、その点いかがですか。

○平田政府委員 今度の災害減免法の附則に基きます特別の控除は、これは異例にわたることでありまして、何と申しましたも、まことにお気の毒な立場にありますが、一般の税の例外として特にさかのぼつて控除することにしたのでございませう。しかしその損害額の査定等につきましても、もちろんお話のような点も十分考慮に入れました。適正を期する必要があるかと思ひますが、ただ今になりまして、前に報告しておられますのと著しく違つた報告があつた場合におきまして、はたしてそれが正しいかどうかを調べるのが、非常にまたこれが困難な問題ではなからうかと思ひます。大

体におきまして損害額の申告というものは、通常の場合には実際よりも幾分多い目に出てゐるのが普通でございまして、それをもとにして常に若干査定をしておるのが實際の状況でございます。従いましてもあまりこの際改めて、被害額が実は多かつたのだという申請をしまして、それに基づいて査定を直し直すとがなかくむずかしいだろうと考へてまいりまして、この規定では一応その被害を受けた年分の確定申告書に記載された金額をもとにして、控除することにしたのでございまして、従いまし

て全然その当時記載されておりました損害の額を、全面的にこの際むしかえして調べ直して行くということ、これはなかく困難だと思ふのでございしますが、ただ非常に異例に属するやうな場合等につきましては、運用のある程度考へますかどうですか。その辺のことにつきましては、なお実情を調べて、できるだけ限り法の趣意に合するやうな取扱いをいたしたいと思ひますが、一般的にはさうやうなことではありませんが、とうてい正しい損害の査定あるいは正しい減免というものがむずかしいのではなからうか。かように考へておる次第でございます。

○農村委員 それにつき加えて、こういう場合があると思ひますので、一応ひとつ頭に入れておいていただきたいと思ひます。それは災害のあつた年には、特に大きな損害を受ければ、事業がほとんど壊滅に瀕する。従つてその災害の年は所得が根底からなくなると。従つて所得の申告を出さないで、災害の損害額も申告しない。しかし翌年から何とか復活して所得が出て来

たが、災害の年は災害の申請はしていなかつた。従つて翌年以後三箇年以内の減免の規定を適用されないという不幸な人が、おそらく相当出て来ると思ふので、それについてはある程度その事情を認めていただきたい。こういうふうな思ふのですが、いかがですか。

たが、災害の年は災害の申請はしていなかつた。従つて翌年以後三箇年以内の減免の規定を適用されないという不幸な人が、おそらく相当出て来ると思ふので、それについてはある程度その事情を認めていただきたい。こういうふうな思ふのですが、いかがですか。

○平田政府委員 現在の災害減免法の規定にございしますが、災害による所得の要因たる資産または事業の用に供する資産について、甚大な被害を受けた年分の所得について、損害金額を控除するとの規定が第五條にございいたします。この第五條の適用を受けんとする場合には、政令ではつきり規定を設けております。申告書に被害を受けた旨と被害状況及び損害金額を記載しなければならぬ。こういう記載をして申告をしなければ、今度は削除されました。従来は第五條の適用を受けられぬのでございいたします。従いまし

て、いやくも第五條の適用を受けられないやうなお気の毒な方々は、大體におきましてこの施行令の第七條の規定に基づきまして、申告書に記載してゐるものと考へるのでございしますが、非常に異例にわたる場合につきましては、なお實際に際して、できる限りのことはいしたしと、思ひます。従つて、大體におきましては、施行令第七條の規定によりまして、被害の状況と損害金額を記載して出てゐるものと見

ておるのであります。○川島委員 私は、国税犯則取締法の改正案について、お尋ねしたいと思ひます。問題の女子の身体の捜索には、成年の女子を立会わしめるという改正にな

つておるのですが、しかも急を要する場合はこの限りにあらずということ、立会いを必要としない面も出ておる。そこで伺いをするのですが、従来は収納官吏が捜索などをする場合に、納税者もしくは納税者の家庭におる女子の身体を捜索を必要とする事件が相当あつたはずだが、今後もあるまい予想のもとに改めたのでありましようか。今後の見通しについて、もう少しその事態がひんびんとしてあるのかどうかという点について、例がありましたならば、それを開かせておいてもらいたい。

○平田政府委員 この女子の身体を捜索します場合は立会人の規定は、実は今回新たに制限的規定として設けたのでございまして、従来は第一項で当然でございますが、第二條の第一項で当然でございするが、第二條の第一項で当然でございすることになつていたのであります。そのことは、第四項におきまして、令状をもらひます場合に、捜索すべき身体をはつきりさせてしなければならぬという規定が、明記されておることによりまして明らかでございます。ただ従来におきましては、そういう場合に、単に「成年ニ達シタル者ヲシテ立会ハシムヘシ」という規定だけでございまして、女子の身体を捜索します場合におきましては、だれでもかまわぬという規定に実はなつていたのでございしますが、最近の状況から見ますと、これはいかに

も適當でない。ことに刑事訴訟法は、この点につきまして、やはり今度国税犯則取締法第六條第三項を設けましたと同じ規定を設けたのでございまして、刑事訴訟法の第百五條によ

りますと、「女子の身体について捜索の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならぬ。但し、急遽を要する場合は、この限りでない」という條文があるのであります。国税犯則取締法におきまして、この新刑事訴訟法の趣意を体して、新しくこの規定を設けまして、従来よりも一層権利の保護を明らかにしたいという趣旨で加えられたのでございします。ただ實際問題としてどういう場合があるかとお尋ねでありますが、これは私もそのことだけを調査したものはございせんが、いろ／＼情報によりまして、たとへば調べに行きました場合に、預金帳なり大事な帳簿等をふところの中や帯の中に入れておいて、必ずしも出すまい、こういう場合があるやに聞いておるのでございします。そういうふうな必要やむを得ない場合にのみもちろん行うのでございしまして、ことに収納官吏の行います調査は、身体そのものの捜索というよりも、身体の中にかくまつておるやうなものを調べておること、そういうものか、場合によりましては、やはりこういうことが必要である場合もあろうかと存じます。も

ろろんこれは裁判官の令状によりる法に基づいてやる場合に限るのであります。普通の場合に、令状によらなないで検査いたします場合に、当然このやうなことはできないのでございします。犯則の嫌疑があらまして、令状でやります場合におきましては、運用には十分注意したいと思ひますが、やはりこういう場合は、今後におきましてもある程度はあるので

はなからうかと考へております。○川島委員 變な質問ですが、そういう場合もあり得ることは想像できるのですが、さらにたとえば婦女子のまつとつておきます衣類、あるいは帯、たびという程度の捜索にとどまらないで、それ以上に出るやうな場合も予想される。ありににいえば、婦女子の捜索をする場合に、女子の立会人があれば、相手の女子をしまつたの裸体にさせるということも予想される。そういうこともできるという法律上の解釈がこれでは成り立つわけですが、その点はどうですか。

○平田政府委員 法律上の條文としましては、そういう必要がある場合におきましては、従来からもやはり可能ではなからうかと解釈いたしておるのであります。実際には先ほど申し上げましたように、不要の場合が通常でございまして、お話をやうな必要を生ずる場合は、よほど例外的場合であらうと考へております。

○川島委員 質問が前後になりますが、第三條の二で「必要アルトキハ鏡ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等ノ処分ヲ為スコトヲ得」となつておりました。「必要アルトキ」といふ非常に渾然たるものであります。鏡ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク、こういうことが書かれてあるのですが、これを通して見ますと、たとえば店舗を有するものが、住宅の方に通するかきがある。そのかきを臨検しようというやうなことをいふのか。明けさせることができるのであるか。実力でもつて収納吏がこういう行為を、独断で押し切つてやれるという

はなからうかと考へております。○川島委員 變な質問ですが、そういう場合もあり得ることは想像できるのですが、さらにたとえば婦女子のまつとつておきます衣類、あるいは帯、たびという程度の捜索にとどまらないで、それ以上に出るやうな場合も予想される。ありににいえば、婦女子の捜索をする場合に、女子の立会人があれば、相手の女子をしまつたの裸体にさせるということも予想される。そういうこともできるという法律上の解釈がこれでは成り立つわけですが、その点はどうですか。

解釈なんですか。どちらですか。

○平田政府委員 最初に申し上げておきますが、この条文は、もちろん裁判官の令状を待ちまして、この犯則処分法に基いて税務官吏が検査する場合に限りまして、適用になるのでございませぬ。一般の令状がなくて税務官吏が納税者のところに調査に行きます際におきましては、このようなことはできないのでありますが、令状をもらいましてやりまします場合におきましては、警察官等の場合と同じように、これらの規定を設けることになつておるのでございませぬ。しかいたしましてこの条文を新たに設けましたのは、従来も第二條の一般的な解釈上、臨検、搜索、差押えと申しますか、この中にかような行為も当然できるということで、多年解釈されて来たのでございませぬが、新刑事訴訟法はこのようなことにつきましては、なるべく具体的に法律で規定するという事になつておりました、新刑事訴訟法にもやはりこれと類似の規定を設けることになつておりますので、国犯法においてもそれにならぬように、今回新しくこの規定を設けることにいたしましたのであります。ただ新しい拡張ではございませぬで、従来解釈上当然認められておりましたところを、法律によりまして明らかにした点でございませぬ。従いましてこの規定は、もちろん納税者に、普通の場合ならば錠を明けさせるのが通常の行き方だと思ひます。その場合におきまして、納税者がそれに応じない場合におきましては、やはり実力をもちまして、この規定によりましてみずから錠を明けたら、とびらを開く等の処分をいたすこ

とができるというのでございまして、実際は大體納税者をしてやらせまして、それでどうにも行かない場合に、こういう措置に出ることに相なると思ひます。

○川野委員長 ほかには質疑はありませんか。

○田島委員 だいたいの法案に関連しまして、第六條の女子の身体搜索についてはというこの條項につきまして、何か今までこういう事件について弊害があつた例がありますかどうか。もしございしましたならば、それを具体的に、おわかりにならないかもしれませぬけれども、お示しをいただきたいと思ひます。

○平田政府委員 今までの具体的なケースとして特に中央まで大きな情報として入つて来ているような例はまだ聞いておりませぬ。ただ新刑事訴訟法におきまして、特にそのような規定を明らかにいたしてございませぬ、いかに成年のものであれば、だれでも立会わせしめればよいというのでは總当でないという趣旨からいたしまして、このような規定を設けることにいたしました次第でございませぬ。

○内藤(左)委員 延滞金等の特例に関する法律案ですが、これはちよつと教えていただきたいのですけれども、本税のほかには追徴税と加算税というものがあつたのですが、この追徴税、加算税というものは、本税に対して、ごく最近の例によりましてどんな割合になつておるものですか。それから追徴税とか加算税というものは、予算にこの程度入るものかというところを見てもおるのかどうか。そういうところをひとつお

教えたいでございます。

○平田政府委員 金額につきましては今取調べましてお答えいたしたいと思ひますが、追徴税、加算税は、予算の上におきましては、そのこと自体として特に計上いたしてございませぬ。これは当然実績からいたしまして相当あるものでございませぬが、建前といたしましては、そういうものがないように運用して行く建前になつてございませぬ、それから所得税、法人税その他におきましても、實際問題といたしましては、いわゆる徴収歩合の見込みを立てます場合におきまして、そういう要素も考慮に入れます、基本税に對しまして本年度幾らく入り入つて来るかというふうな見積り方をいたしてございませぬ、特別に別途にそういうものを見積りまして予算に計上するといふような方法はいたしてないものでございませぬ。ただ課税した実績といひますか、それにつきましては今調べましてお答えいたしたいと思ひます。——私

は今年算の計算上は特別にそういうものとして見積つてないといふことを申し上げただけでありまして、實際は所得税の中に徴収歩合というものを、年度内に入る歩合を定めてございませぬ、内藤委員も御承知の通りでございませぬが、この歩合を見ます際におきまして、加算税も含めましてところで所得税が幾ら今まで入つて来たか、それが幾ら今まで入つて来たか、それに基きまして見ておるのでございませぬ。従いましてそういう意味におきましては、加算税等のことも考慮されまして、徴収歩合が見られておるといふことに相なるかと思つてございませぬ、特別に加算税の関係を別途に計

算して見ていないというだけでございませぬ。全体といたしましては、もちろんそのようなものも、徴収歩合等を見ます際におきまして入つておるといふことは、誤解ないようにお願いいたしたいと思ひます。なお最近の統計はございませぬが、二十三年度の加算税の課税の実績といたしまして四十五億程度でございませぬ。追徴税の方は特別に調べたものはないのでございませぬが、若干あると思ひます。

今申し上げました加算税四十五億は、所得税が約三十億、法人税が十一億、その他入れますと四十五億に相なるのでございませぬ。これはもちろん二十三年度の所得税、法人税、それらの税目といたしまして徴収額の中に入つて来ておるわけでありませぬ。別途のものではございませぬ。それ、所得税、法人税でございませぬ。それから追徴税につきましては、これは幾ら入つておるか、はつきりしないのでございませぬが、これも賦課額につきましては、個人の場合は昭和二十三年度において約九十億程度決定いたしてございませぬ。ただこれは、決定はしてございませぬ、御承知の通り一定の納期までに納めた限りにおきましては、追徴税を徴収しないといふ特例を設けまして運用をやつてございませぬので、このうち幾ら入つておりますか、その正確な統計はなかなかわかりかねるのでございませぬ、今のところまだはつきりしたものはございませぬ。もちろんこのようなものも、統計におきましては全部所得税、法人税といたしまして、歳入実績を申し上げますあの額の中にそれら

入つておるわけでありませぬ。予算の見方も先ほど申しましたように、このよ

うなものを總體として見まして、徴収歩合等を適当に定めてあるといふことになりませぬので、抽象的にはこのようなものも入つておるといふふうに御了解願いたいと思ひます。

○内藤(左)委員 そうしますと、この追徴税、加算税というものが、今お答えによりまして百三十五億二十三年度にあるのでありますが、こういうものは、たとえて申しますと二十五年年度の所得税は二千四百八十億ほど徴収されるのでありますが、これとは別なものなんですか。

○平田政府委員 別なものではございませぬ。それは歳入の統計でも何でも、実績等にはすべてそれ、所得税の追徴は、所得税として入つて来ることになつておりますし、加算税も同様でございませぬ。従いまして賦課額は所得税等につきましても一応計算いたしまして、そのうち、たとえば二十五年年度の予算でございませぬと、七四〇程度が年度内に入つて来るという計算を立てておりますことは、内藤委員のお説の通りであります。資料も出してございませぬが、その七四〇程度入つて来るという中には、追徴税、加算税等も加えて入つて来るという計算を立てておるのでございませぬ。

○内藤委員 そうしますと、二十五年年度の二千四百八十六億なら二千四百八十六億という所得税の基礎計算は、国民所得にあの率をかけて、ここに数字が出る。そのほかに前年度からのこの追徴税、加算税というものがこれだけある。これを加えたものが二千四

百八十六億となるのでございますか。

○平田政府委員 所得税の見積りは、国民所得からは見積つてございませぬ。国民所得は重要な参考資料にいたしておられますが、国民所得というものは荒つぽい計算方法でやりますことは非常に危険でございますから、私どもさような方法はとっておりませぬ。予算の説明にも書いてありますように、二十三年度に現実に賦課した額、その額を元にいたしまして、それに対して生産、物価等の指数を乗じまして、二十五年年度の所得は幾らになるであろうか、その課税所得金額を求めまして、それに対してそれ／＼の税率を適用しまして、賦課見込額を出しておるのでございます。しかしその賦課見込額の中で年度内、つまり二十五年年度内に幾ら入つて来るのかということとをさうに見込んでおられます。それが二十五年年度の予算におきましては、七四％程度申告所得税は入つて来るものと見ておるのでございます。源泉課税は、成績が非常によろしゅうございまして、九八％程度実際にございまして入つて来るものと見込んでおるのでございませぬ。しかしして残余の申告所得税の二五％の分は、結局翌年度において、入つて来るわけでありませぬ。従いまして二十五年年度の予算におきましては、二十四年度から繰越す分が入つて来るのと同時に、他方二十六年年度に繰越す分を二割五分差引いて、所得税を計算いたしておるのでございます。その歩合を見ます際におきましては、従来の実績によつておられますので、この実績の中に先ほどから言つておりますように、加算税、追徴税等も全部入れまし

た所得税を見ておりますから、従いまして大体におきましては、そのようなものも見込んで本年度に入つて来る所得税は、全部で幾らかということを見積つておるといふことが、言い得られるかと考へるのでございます。課税所得の延ばし方につきましては、大体国民所得の延ばし方と同じような方法によつております。ただ所得税法の所得計算と、国民所得の所得計算の定義の仕方は若干違つた場合がございまして、そういうものはそれ／＼違つた方法によつてやりますが、大体において生産の増は幾らあるか、物価が幾ら上がるかというふうなことで、国民所得の見積りと同じようにいたしておるのでございますが、国民所得自体を所得税の見積りの基礎にいたしておるわけはございませぬ。そういう關係に相なつておりますことを御了承願ひたいと思ひます。

○内閣(支)委員 そういたしますと、今度法律を出されまして、加算税の税率を引下げられたのでございませぬが、これは今度の二十五年年度の収入予算の中には、ちやんと織り込んであるというところでございませぬか。

○平田政府委員 加算税を引下げましたのは、結局一月から三月までの分につきまして引下げることになつておるわけでございますが、額から申しますと、追徴税においては相当な額になるかと思つておりますが、加算税の方それは比較的小さいと思つております。それは比較的小さい金額にはなるまいかと考へております。しかしこれはいづれにしましても、これによりまして若干の増減はあるに違ひないと思つて若

ございませぬが、二十四年度の歳入に若干影響はあるといふこととございませぬ。先般から申し上げておりますように、申告所得税は本年は相当減収になるのではないかと見ておられますが、そういうのも一つのファクターの中に入つて来るかと考へておるのでございませぬ。しかし二十四年度の予算の中におきましては、それは大きな要素にはなるまい。むしろ加算税、本税を通じまして年度内に入つて来る分は七五％程度という見込みでございませぬから、それをこの改正によりましてかえり程度のものではあるまい、かように考へておるのでございませぬ。

○小山委員 ちよつとお伺いしますと、この災害被害者に対する租税の軽減は入つておるわけですね。減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の中で、附則の第三項はたいへんけつこうな項だと思ひますが、これの適用のある場合を二、三具体的に示して願ひたいのと、もう一つは必要の経費とみなすと書いてあります。たとえば農村の場合のように、一応標準加税でやつておる場合にどういふことになるだろうか。たとえば九州あたりは去年、おとどしと非常な災害をこうむつておるわけでありませぬが、災害をこうむつておる分については、今度二十五年年度の所得税のときにこの規定によりまして、何らかの方法で税の繰りもどしとでも申しますか、そういうふうな措置がとられる余地があるかどうか。そういうことに關して具体的な事例を若干お示しを願ひたい。

○平田政府委員 今度の災害減免法の附則の第三項に規定しましたのは、こ

こにはつきり書いてありますように、二十三年一月から昨年の十二月までの災害の損失控除を、さかのぼりまして控除しようという規定でございませぬ。しかししてこの規定の適用を受ける前の條文といたしまして、従来の災害減免法第五條の規定、新旧対照表をくらんになればわかりますが、改正前の第五條の規定によりまして、災害により所得の基因たる資産または事業の用に供する資産について甚大なる被害を受けたものにつきましては、所得を計算する場

場合にございまして、その損害金額を必要経費とみなして控除すると書いておるのでございませぬ。従いましてお話をしように二十四年中に災害があら

で、たとえば田畑がやられたとか、あるいは店舗がやられたという場合におきましては、第五條の規定の適用を受けるために、さらに施行令にいろいろの事例をあげまして、それ／＼被害の状況、損害金額を申告書に記載しまして、この規定の適用を受けることになつておるのでございませぬ。その被害が比較的少くて、去年一年限りでその被害金額が控除し切れた納税者の場合におきましては、その際に完全に救済しておきますので問題はな

いと思ひます。その年限りで控除し切れないで、なお損害が多いという場合におきましては、さらに今後引続き控除しようといふのが、この附則第三項の精神であります。従いましてお話を、田畑等が昨年の被害でやられた納税者の場合におきまして、昨年中の所得金額から控除し切れない損害金額があら

した場合におきましては、二十五年年度の所得金額の中からその控除し切れない部分、必要経費として繰越し控除を認めるといふ趣旨でございませぬ。所得税法に損害控除の規定を設けておりますが、これは原則として二十五年以後の災害の分から適用になりませぬので、これにて特例を設けまして、さような方法によりまして過去の災害の分も、極力納税者の実情に即するよう

に処置をいたしたのでございませぬ。

○小山委員 私が特に聞いておりますのは、標準課税による場合に、必要経費としてはたしてこれが入つておるか入つてないかということが、納税者本人にわかっているのではないかと

思ひます。第五條の規定を適用いたします場合にございましては、必ず申告書に損害金額を書いて申告をしておることになつておると思ひます。従いまして一応所得の標準額を出しまして、その出た所得からその損害額を引いて計算しておるのでございませぬ。従いましてその損害金額が残つておる場合にございましては、これはやはり二十五年年度の所得を計算する際におきまして、一応標準等によりまして計算しました所得金額から、その損害金額を引いたといふことに相なるのでございませぬ。大体私も結論としてさうなるのではないかと、かように考へてお

ります。さらにもう一つ伺ひます。今までさういふ規定があるのを普通の農民は知らなかつたと思つておりますが、知らなかつた人が、新たに

こ

たというので、本法施行後二箇月以内
に申告しろということ、これを申告
することは可能でありますか、二十四
年度で打切つたのでありますか。

○平田政府委員 知らなかつたとい
うことで申告できなかったような農民の
損害は、あまり大した損害じやない場
合が多いんじゃないかと思ひます。実
際問題としては、この件につきまして
は税務署も徴税に困りますので、相当
注意を拂ひまして申請書を集めてお
思ふのであります。従ひましてその
年の所得から控除し得なかつたとい
うものは、よほど例外であるか、ある
は大した被害でない場合であらうと考
えます。大体一年限りで引切れな
い、なお翌年から控除しなければなら
ないというような納税者の場合にお
きましては、大体におきまして、従来の
第五條の申請をなしておるのではない
か、かように考へております。

○小山委員 私が申し上げるのは、そ
ういう知らなかつた人がわれわれの
方には相当おると私は考へておるわけ
です。その場合に、そういう人たちは
本法施行後二箇月以内に申告という
この中に入るかどうか、これを伺いた
い。

○平田政府委員 今申し上げましたの
は、入らない理由を申し上げたわけ
であります。第三項の中に規定して
ありますように、被害を受けた年分の確定
申告書に記載して、やはり第五條の規
定の適用を一応受けたいと、該
当しないことになるのであります。

○官廳委員 この前からお伺いしよ
うと思つておつたのですが、そのま
ま延び／＼になつておりました。実は出版

界の問題ですが、今度日配が解散され
るについて、日配から返された本を相
当各所で持つておるようですが、これ
を国税局の方針あるいは国税庁の方針
では、大体時価に見積つて計算せよ、
こういふような国税庁からの指令があ
つたといふことで、税務署ではそうい
うような命令に基いて処理しておると
いふことを伺つておるのですが、もし
これを時価によつて処理するといふこ
とになれば、出版社はみなつぶれてし
まうのではないかと思ふのです。それ
でそういう業者の方々の集まつたとき
にも、私は出席して御意見を伺つてみ
たのですが、時価であれば当然つぶれ
てしまふ。従つてこれを立会いの上で
本を破るとかして、看買処理を認める
ことができないかどうか。おそらく大
きい出版社は全部困つておると思ふの
です。

○平田政府委員 結局もどつて来まし
た本等のたなおし資産の評価の問題
だと思ふのですが、やはり法律上にお
きましては、原則として時価による
ということになつております。ただ時価
の見方はいろいろ問題があると思ひ
ます。それを單に定価の何割引といつ
たように見たのが正しいか、あるいは
とうてい売れないと認められる場合に
おきましては、それに応じてさう
に適當な評価をしなければならぬとい
うことになるわけでありまして、従
ひまして時価の見方をどうするかとい
うことによつて、問題は解決するであ
らうと思ひます。これを單純に御値段で
評価するといふことは、必ずしも正し
い時価を見出すゆゑんではないと思ひ
ます。その辺のところは、實際におき

まして売れ行きの見込み等を考慮しま
して、適正な評価をすべきではないか
と思ひます。

○官廳委員 実は二流、三流の出版社
であれば、おそらくこれは見込みが
ないから看買処理をする場合もあり、
また地方に持つて行つてたき売りす
る場合もあるかもしれぬけれども、一
流の出版社では、もどつて来たものは
看買処理する以外はないんじゃないか
と思ふのです。それは結局過去の紙が
悪い。仙花紙を使つておる。そういう
ような紙では、あるいは半年なり一年
たつてしまふと、おそらく売れなくな
つてしまふのじやないか。こういう意
味合ひで、もしできるならば看買処理
を實際やるといふことを税務署に立会
つてもらつて処理する場合は、看買処
理の計算で仕上げるのが妥當ではない
かと思ふのです。時価に換算したの
と、今度は看買処理してしまふのと
は、相當な開きが生れて来るのではな
いか。これは大きな出版社はみな同じ
ではないかと思ふのですが、適當に立
會つて看買処理するといふことはでき
ないものでしょうか。

○平田政府委員 会社の場合でござい
ますと、はつきりそういうふうに分
かしまして、現実にそのものの値段がな
いといふことが明らかになりました場
合におきましては、それによりまして
評価することは私はさしつかえないと
考へます。ただ個人の場合におきま
しては、これは御承知の通り大体原価主
義を採用いたしておりますので、結局
その損が出ますのは、現実にそれを廃
棄したり、あるいは売却してしまつて損
が出た年度の損失になるということに相

なるかと存するのであります。

○三宅(剛)委員 私は一、二点だけ最
後に補足的質問をさせていただきます
と思ふのであります。国税徴収法の一
部を改正する法律案でありまして、第
三十一條に再調査といふことがあるの
でございますが、これにつきまして相
當の理由ありと認めまして、再調査
いたしましたものにつきましては、税務
署長はなるべく徴収は猶予する、こ
ういふふうにして書いてあるのであり
ますが、實際面につきまして、おれの方
が決定する方である、おれの方はとる
であるといふようなわけで、関連がな
い場合が多いのであります。これは
ひとつ同情ある制度におきまして、一
応審査請求いたしましたものもしくは
再調査いたしましたものにつきまして
は、一箇月もしくは二箇月の余裕を認
めまして、三箇月以上たちまして最後
にこれが審査にまわつたといふときに
は、考慮する必要があるまいかと
ただちにもつて差押えあるいは処分す
るといふことはどうもむずかしいの
ではないか、かように考へます。政
府のほんとうの心構えを承りたい。こ
れは国民はたいへん困つておる点であ
りますから、ひとつ親切な御答弁を承
りたいと思ひます。

○平田政府委員 今三宅さんのお尋ね
の点につきましては、従来からたびた
び態度としてはお答えいたしました通り
でございます。本條の運用におきま
しても同様の趣旨で、十分法の精神に照
しまして運用の適正をはかることにな
したいと思ひます。ただ個別的な問
題はいろいろ事情の差もございまして
で、一がいにはどうも申しにくいのであ

ります。

○三宅(剛)委員 私はこれと関連して
おるからちよつと申し上げたいのであ
ります。所得税法を審査するときに
おきまして、所得の申告をする場合に
おきましても、大体前年の所得実績に
おきましても、こういうことを言われま
す。地方などにおきましては、非常
に物価が下落した場合においては、そ
ういふことがはなはだ困難である。し
かしながら税務署長にこれを持つて行
きましても、税務署長はなか／＼判を
押さぬであらう、こういうことで、地
方に降りましてたいへん攻撃を受け
た。私はこういうことを考へまして、
納税者のまじめなる申告もしくは同情
ある意見に對しましては、ある程度ま
で税務署長もこれに對応するよう
で、親切に取扱つていふことが必要であ
らう、かように考へておる次第でござ
います。第一線に至りますと、主税局長から
その線を通告していただき、かよ
うに考へておるのであります。もう
一度国民にかわつて聞きましますから、御
参考までに御答弁を承りたいと思ひま
す。

○平田政府委員 ただいまの点につき
ましては、先般の所得税法の審議の際
に特に農林委員からも質問がありま
して、大臣からも答弁があつた次第であ
ります。私もその趣旨に従ひま
して、適正な運営をはかりたいと考へて
おります。

○三宅(剛)委員 それでは今主税局長
から大分謙遜の徳をもつての御答弁が
ありましたから、これを信頼いたしま
して、その御答弁を實情に適するよう

に運用いたしていただきたい、かようにお願いして、質問を打切りたいと思

○川島委員 先ほどお尋ねをしがくつたことがありますが、この機会にお尋ねをしたいと思います。やはり國稅の犯罪取締りに関する問題で、第二十二條の問題であります。國稅ノ納稅義務者ノ為スヘキ國稅ノ課稅標準ノ申告ヲ為サルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ為スコト又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ為サルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス。この問題について、最近各所にいろいろ税金闘争などが行われておるようであり、この第二十二條が実際に適用されたという具体的な事実が最近あつたかどうか。あればその例について一、二あげてもらいたいと思

○平田政府委員 この條文は、今回別に改正をいたしてないのであります。が、お話の適用になりました例は、今はつきりした材料を持ち合せておられません。しかしごく少数ではあります。あるように記憶いたしてお

○川島委員 その事例についての内容を、実はあれば一応お伺いしておきたいと思つてお尋ねしたのでございまして、後刻でよろしいですから、何かの機会にその具体的な事例、告発の内容、結果等について示してもらいたいと思つてお尋ねをいたします。

それからついでにお伺いしますが、最近の年度末にあたりまして、更正決定に対する再審査の要求などが、非常に納稅義務者から出ておるわけであり、ところがこの問題については、委員会でも國稅長官等に対して、かなりひびんと議論があつたところであり、しかも当局のお答えによれば、いつも末端に対する通達を嚴重にして、なるべく納稅義務者の審査に的確に應ずるよう務める、こういう答弁を繰返しておるのでありますが、實際の事情はなか／＼今もつてそう行つておりません。最近私が身辺において聞いたり聞かされたりする具体的な事実におきましても、審査要求をいたしましたも、まづたく審査要求に対する何らの調査をしておらないということが大部分であります。しかも何らの調査をせずして、いきなり口頭もしくは文書をもつて、何月何日までに納めなければ差押えを執行する、こういう威嚇的なことを言つてまわつておること、目下ひびんとしてあるものであります。元來租稅法から行きましても、そういうことがあつてはならないはずであるにかかわらず、それが具体的な事実として、今もつて実行されておるといふことは、納稅者にとつてまたきわめて迷惑千萬であるのであります。そういうところから一種の税金闘争や、集団的な反稅闘争が巻き起つておるといふ原因も、そこに大きくあるわけだと思つておるのであります。これが高橋長官がおればなおいいのですが、全国の各稅務署長に対して、そういう問題に対する厳格な示達か何か

最近やつた事実があるかどうか。依然としていまなおどうも同じようなことが繰返されて、納稅者は非常に困つております。その点についての何か示達をいたした例があれば、その例を、またそういうむちやな稅務官があつたとして具体的な事実をあげた場合には、それに対して当局としてどういうような処置をする方針であるかという点について、重ねてこの問題は当面の問題でありますので、この機会にお伺いしておきたいと思つてお尋ねをいたします。

○平田政府委員 まことにどうもなとお尋ねでございます。政府といたしましても、本年度の更正決定後に対しましては、でき得る限りの措置を講じておるつもりでございます。一面におきましては、反稅運動が相當全国的に行われておりますので、これに対しましてはやはり政府が一体となりまして、断固不当なものに対しましては対処する考えを持つておるのであります。と同時に今お話のございました審査の請求に対しましては、できる限り早くそれを片づけるという方針を、開議でも先般決定していただきました。これを地方にも流したような次第でございます。大体の事情から申しますと、納稅者の方々が多数稅務署に來られまして、いろいろ質問し、どうして決定したかを聞かれるわけでありまして、計

算の間違ひ等を発見しました場合には、即座にでも直すような方向へ指導

いたしております。ただ營業所得等、はたして所得金額がいくらか正しいか、納稅者の言い分がすぐ正しいかどうか、かわからない、こういうものにつきましても、やはり一定の調査を要します。この問題につきましても、即座に解決をはかるということ、これはなか／＼困難であると思つてお尋ねをいたします。極力早い機会に詳細によく調べまして、審査の決定を急ぐようにいたしました。と考へておるのであります。實際問題として、大体二月末に決定

○川島委員 まことにしつこいようですが、今この問題は、私はもう全国的にそういう事態が起つておるのではないかとお尋ねをいたします。それで当局の説明によれば、稅務当局はいつでも納稅者と直接会つて、誤りがあれば訂正しておる、こういうことを言われるのです。そういうこともあります。あります。が、更正決定に対して不満である。稅務署に出かける。それで口頭ではい

かぬから、こういう書類を出せ、こういう書類を出せといつて指導すること

まではよろしい。ところが出してみても一向何らの審査の形跡がない。結局はよぶから棒に差押えの通告が来る。こういうことが實際地方に行つてみるともう大半なんです。そういうことであつてはならないはずだと私は思つてもかかわらず、そういうことが今もつて繰返されておる。そういうことか油を注ぐようないろ／＼の運動が巻き起るといふ事柄であつて、政府みずからの怠慢によつて、いろ／＼の好ましからぬ集団的な運動を起さしめておる。實際問題は逆にならぬ形になつておる。ですからこの問題については、非常に年度末も迫つております。一箇月だと言つてもうきよあす

のような問題に迫つておるようなこと、全国的に多いのであります。従つてこれは國稅長官をして、こういう問題をなるべく急速に、審査を申請する者に対しては、納稅義務者の納付の行

れをまた法に従つて徵收することは、もとよりわれ／＼には異存がないわけでありまして、ただ非常に眞実といひますか、誠意といひますものが非常に足りないといふことだけは、私どもの狭い範囲においても、事実いろ／＼の具体的な事例がかなり多くあるのです。従つてその問題についての処置に対して、当局はできるだけ早く納稅者の人心を安定せしめる上から行きましても、急速なる手配をすることがきわめて必要ではないかと思つてお尋ねをいたします。強く希望しておく次第であります。

○竹村委員 川島委員から言われましたことに関連して一、二お伺いしたいと思うのです。大体更正決定を出されますと、異議の申立ての者がいろいろ事情を聞きに行く、そうして異議の申立てをする。ところがこれは大体個人々々で行くということになつておるので、いろいろふなれたために、その申請書をいろいろな形で——農村なんかでは自分で書けないというので、それを書いてもらつたりして持つて行く。そうすると、団体はいかぬ、個人々々を受け付けるということ、結局個人が百人なり二百人なり行く、そういう場合においても取締るものがあるかどうか、伺つておきたい。

○平田政府委員 どういうお尋ねの意味がよくわかりかねますが、異議申立てに、税務署に納税者の各自がおいでになりまして、それ／＼審査の請求書を持つて説明を求め、さらに提出するといふ限りにおきましては、別段それだけでございませうしつかえないうこととございまして、問題は別にないと思ひます。

○竹村委員 そういう場合に、たとえ各税務署で實際やつておられますことば、異議申立てに行く者に対して、ずいぶん税務署内で多くなりまして、大抵番号札を渡す。そうして異議申立てを番号の順によつて、一日に百人なり百人、二百人なり二百人というふうに制限してやつておる。備つて異議申立てを受理してもらつたために、番号札をとるのに、これがプレマムがついて売られたりしておるといふ実情があるわけですか。こういう場合に、百人とか二百人とか制限するところ

に——たとえば千人も二千人も異議申立てをしようとするのに、一日に百人とか二百人とか制限を受けている。そうすると、団体的にこれを受け取れという運動が起るのには当然だと思ひますが、こういう制限をされないように各税務署に通知される意思があるかどうか承りたい。

○平田政府委員 どうもどちらが結果だか原因だか、むしろ逆に考えるのですが、多数の方が押しかけられて税務署の秩序が乱れるというおそれが、最近の事例によりましてもあるわけでありまして、その秩序が乱れたためにお互いに適正な処理ができませんから、それを順序よく処理する方法として、お話をうなぬ処置をとつていふ場合もあると思ひます。これはお互いに秩序を守つて適正に処理したい、こういう趣旨で行きますれば、おのずから問題は解決するのではないと思ひます。

○竹村委員 その意味においては、別に私たちが問題はないのであります。一日に百人なり百人といわれて、異議申立ての期間が限られておるといふことになると、その限られた以外の人数の人が異議申立てをする期間がなくなるのですが、これに対して一体どうするのですか。

○平田政府委員 異議申立ての期間が切れたような場合におきましては、おそれるような思ふような番号で制限するといふようなことはやらないと思ひます。

○宮川委員 ごく最近大きな会社方面を大分整理されておるようですが、過去のインフレ時代には、経理上名目利

益があつても實際の利益はなかつた。そういう意味で名目利益がありまして、それに百パーセント課税して行けば、それは完全に資本を食つてしまふのではないかという心配をするわけですか。こういう意味から考へまして、今後そういう大きい会社方面でもいろいろ問題が起つた場合、追徴、加算税を過去にさかのぼつてとれるということになつたら、おそらく日本の経済再建といふものはできないで、逆に税のためにつぶれてしまふのじやないかと思ひます。こういう場合にさかのぼつて追徴、加算税をとるものか、新しい税法によつて親切で解釈してやつて行かれるか、この点を伺ひたい。

○平田政府委員 その問題につきましては、たしか前に御説明申し上げたかと思ひますが、やはり過去にさかのぼりまして調べるということも相当必要ではなからうか、ただあまり微細なものにつきまして一々調べるということには、実際上あまり都合ではないと思ひますが、多額な課税漏れのような場合においては、やはり適正な調査をして、負担額の調整をはかるということが必要ではないかと思ひます。そういう場合に追徴税等をどうするかということば、個別的なケースにつきまして判断すべきものでございまして、あまりむりをする必要はないかと思ひます。相当悪質なような場合において、これはやはり追徴税等も徴収する。非常に悪質な場合は脱税犯として告発するといふ場合もあらうかと思ひます。一がいには言ひにくいと思ひますが、やむを得ない事情があります場合には、追徴税は加算しないことがで

きるということになつております。運管につきまして留意いたしまして、適正な課税をするように努めたいと思ひます。

○宮川委員 現に税をとられるためにつぶれて行く会社が案外できておるのではありませんか。こういう場合に徴収猶予、たとえば一年なり二年なり猶予してもらえば、その会社が再建できると思ふのに、税務署なり国税庁の方では、それはまかりならぬ。いかなる場合でも、家を売つても工場を売つても整理してしまへ、こういうことを言つておられる。これはなるほど法律の規定からいへば当然かと思ひますが、何かそういう場合——おそらく税をとつたために工場、会社がつぶれてしまふ、そうなる失業者を二百人なり三百人なり出すという事実もあり得るわけですか、こういう場合には、何かそういう特別の経済上の立場を考へて、徴収を猶予できるような方法はないうものではないか。

○平田政府委員 お話のような問題につきましても、一がいには言ひにくいと思ひます。それ／＼会社の事情、あるいは税金が抜けている理由が、どういふところから抜けているか。その後において納税する余裕があるかどうか。これを述べることによつて的確に納まる見込みがあるかどうか。そういう点をよく調べて、極力妥当な処分をして行くべきではなからうかと思ひます。従つて古いものを決定しましたような場合におきまして、一律に何でもかでもただちに規則そのままで行つておるといふことは、必ずしも実情に即さない場合がありましようし、個

別のケースによりまして妥當な調整をはかつて行くようにいたしたいと思ひます。

○竹村委員 東京都におきまして物納された土地等の処分をされる際に、直接その土地の上に家を建てているといふような人にこれを売り渡される方針であるか、あるいはまた不動産株式会社というところを通じ、売り渡されるのであるかをお聞きしたい。

○平田政府委員 国有財産法の問題であるように承りますが、これは別にその方の政府委員から御説明申し上げます。

○宮川説明員 お答えいたします。物納不動産の処分につきましては、信託会社その他不動産会社等を通じて直接売却する方法と、国におきまして直接売却する方法と、二つの方法を併用してやつて参りたいと思ひております。現在もさうにやつております。

○竹村委員 それでは一つお伺ひしたいのですが、大体今まで住んでいた土地が物納された、しかもそれに対していろいろ手入を加えてよくなつた場合、これが不動産会社から処分される場合に、そのよくなつたままの価格で不動産会社にまかされるのか。あるいはその元の物納された、荒地であつた当時のものの価格で不動産会社にまかされるのか。どちらですか。

○宮川説明員 その人が有益費用を投じたような場合には、その価格の分は希拂い代金の決定の際に考慮いたしまして、減額できるように考えております。

○竹村委員 もしそこに住んでおる人が買つて希望を持つてゐる。しかし大蔵省の方からまかされたたえは不動産株式会社とか、そういうものが不当な価格で売つて、その人のいろいろ修理したものを認めないで粉砕が起つたような場合に、その本人から申立があつた場合においては、適当な価格に訂正されるかどうか。

○宮川説明員 不動産会社等を通じて希拂いを委託いたします際には、当初政府の側におきまして大体の価格を示してやつておりました、当然そういう点を考慮に入れてやつておるはずでございますが、あるいは調査漏れ等によつてそういう事情が判明いたさず、後ほどそういう事実が判明いたしました場合には、不動産会社に対しましてその希拂い価格に対して、その陳情に基づきまして手心を加えることができると考えております。

○竹村委員 そうするとそれを希拂いされる場合に、一々測量して売り渡さなければならぬ。そういう場合に測量の手續料等は購入者の負担になるのですか。

○宮川説明員 正確にはたゞいま即答いたしかねるのでありますが、事柄の性質上そういう経費は、希拂いを受ける者の負担にはならないものと考えます。

○川島委員 せつかく見えておりますので私も伺います。物納財産の希拂い

の開頭ですが、且体的に申し上げますと私のきわめて身邊の者ですが、物納財産等において不動産、土地一坪百五十円の割合で物納いたしました。その物納されました土地に私の身邊の者が借地しておつて、それを今度は仲介業者が来て三百円でなければ売れないんだ。そうすると物納するときは百五十円、買つときには倍という額になつておる。時価相場という言葉をあつたようでありますが、私どもの常識的な社会通念から考えた場合に、納得がちよつと行きかゝるものがある。一体そういう大きな開きを結果するということとはどういふ事情にあるのか。また政府は承知であつせん業者にやらしておるのか。その点をひとつ御説明願いたい。

○宮川説明員 ただいまの点は、その財産を買ひ受けたという人にとりましては、まことに同情しなければならぬ事情があるのでございませうけれども、一応国の財産として収納いたしました、それが時価騰貴いたしましたとして、それが時価騰貴したとして価格が上つて参りました際に、国有財産としてこれを希拂いする基本方針といつたしまして、御承知のように財政法第八條の適正に処分しなければならぬといふ基本精神から申しまして、現在のところこれを希拂いするにあたりましては時価を基準にしなければならぬ、かように考えておるわけでありませう。

○川島委員 ところがその時価の問題なんです。その土地におきましては、その土地だけでなく、最近の傾向ですが、この不動産のうちの家屋とか地価というものが最近ではむしろ逆になつておる。下つておるのが大勢なん

です。にもかかわらず物納したときの額の倍ということに今もつてなつておる。これが昨年の当初とか一昨年の暮れというならば倍近くのものもあつたし、またそれで希拂いを受けた者もあることを私知つております。ところが最近でもやはり依然としてその一昨年の暮れあたりの時価相場を維持して、今日でも百五十円のものには三百円であればだめだ、こういうことになつておる。そこに私どもが納得のできないものがある。その点どういふことになつておるのか。そういう方向で政府は業者にやらしておるのか。もう一べん説明してもらいたい。

○宮川説明員 もしそういう事態になつておりましたら、昨年は時価は確かに高くなつておつたが、今年は下つておるといふような場合には、当然下つておる価格で売らねばなりません。政府といたしましては委託業者が不当に高くこれを売るといふようなことのないように、嚴重に注意をしておるものであります。かりにそういう場合でございませうと、政府の側におきましてもその辺の時価の算定に留意をいたしまして同時に、問題があります場合には第三者の、たとえば信託会社でありますとか勧業銀行でありますとか、こういう第三者の評価もとりまして適正に処理することになつておるわけでございますが、個々のケースにあるいはそういう事情があるのではないかと考えております。そういう問題がございましてならば、所轄の財務局なりあるいは大蔵本省の管財局にもお話をございませうれば、そういう調整をいたしたいと考へます。

○河田委員 主務局長にお伺いします。第二十二條、これは古い法規なんです。この「国税ノ徴收若ハ納付ヲ為サルコトヲ煽動」云々の文句であります。御承知のように最近に国税に対する不当な天くだりの更正決定、何らの調査に基かず、個人申告を基礎にしたものに基かず、標準的なもので天くだりのやつておる。従つて個々のケースの場合にはこれが非常に問題となつて、不当な課税になるわけです。また與党である自由党でも、最近の新聞を見ますと国税並びに地方税がやはり削当課税になつておる。だからこの削当課税を廃止してはならぬといふことが、與党の幹部の諸君の会合でも発表されておる。事実そういう点が多いわけなんです。最近ではそういうことから納税者が、この納税の徴收に対する手続並びに税法等に関していろいろ会合を持つて、日本の徴税方法並びに税制などに対するいろいろの意思表示をやつておる。ところが最近ではこういうことが多かれ少かれ税金の滞納もしくは納付しないような煽動だとして、検事局あたりでも会合を催しておる。御承知のとおり、一般的の場合にそういうことを意思表示するのと個々のケースの場合と、この二十二條の場合においては、どういふふうな御解釈を持つておられるか。これをお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 どういふお尋ねでございませうか、その事柄の内容がちよつとわかりかねたのでございませうが、この二十二條に書いてありますのは「国税ノ課税標準ノ申告ヲ為サルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ為スコト又ハ国税ノ徴收若ハ納付ヲ為サルコトヲ煽動シタル者」といふふうにはつきり規定してございまして、これに該当する限りにおきましては、本條の適用を受けるというところに相なるかと思ひるのであります。

○河田委員 もちろん税務署から見れば、国税の徴收納付をなさないことを煽動した者といふことになるので、それが、しかし納税者から見れば不当な課税であり、万人が見てもこれはきわめてむちやな更正決定である、あるいは確定申告であるということが認められる場合も、それを納める必要がないといふことを言へばこれが煽動になるか。つまり不当な課税に對してです。この点をどういふふうに御説明願いますか。

○平田政府委員 不当な課税云々といふ問題は、直接には関係ないのでございまして、この條文に該当するかいなかは、一にここに書いてあります條文に該当するかどうかによつてきまるかと思ひます。しこうしてこの解釈を最後にきめますのは、これは裁判所でありまして、検察庁がこれに該当すると認める事実があります場合は、告発する、起訴するということに相なるかと思ひるのであります。

○河田委員 最近—きのうきようでしたか、検察庁あたりの租税の方の係の検事が会合しておるのですが、最近いろいろ納税に對する国民の、いわば問題が大きくなつておる。この問題に對して大蔵當局として、今日の課税方法が、どこにおきましてもきわめてむちやな更正決定が起り、これ

は昨年あたりもそうでありましたが、更正決定をする。これに異議申請をすれば、大體三分の一に折れ合いがつくとか、半分に折れ合いがつくとかという例はたくさんありまして、従つてこういう場合に、特に警察官あるいは検事局等が、わずかなことにでもこの法をたてにとつて出ること、むしろ事態をますます悪化させる、紛糾をさせるものだと考える次第であります。これに對して大蔵当局は、今日の実際の際の方法あるいは税務署の能力から行つて、適正に課税されていぬものと私は思ふのでありますが、こういう点の見通しと、それから現在の状況において、はたして今後こういう司法的の権力までも動員しなければ、この問題が解決しないとお考えであるかどうか。この点をお伺いしたい。

○平田政府委員 適正な課税につきましても、本国会におきましてもたびたび御意見を承つておりますし、おそれなく国税庁、税務署といつたしましても、ペストを盡してやつておるものとお考えおるのでございます。結果がはたしてどうであるかという点につきましては、私どもから申し上げるよりも、御批判にまつた方がいゝのではないかと申しますが、少くとも安当な決定をすることに全力をあげておるということ、は、申し上げ得ると考へるのであります。

○河田委員 しかしながら今そういうケースの場合にはこの法を適用するということでありまして、現在の税務署のやり方が、先ほども申し上げましたように與党からすらも、割当課税に對して反對ということが言われているので、こういうふうなことに基いてやつた税務官吏の責任に對しては、事実どういふふうにおとりになつておるか。今日までそういう税務署の署長なりあるいは課長なり、あるいはそれ以上の人々がそういう割當的な決定をやつておること、對して相當御処置になつたかどうか、これをお伺いしたいと思ふのであります。

○平田政府委員 先ほど申し上げました通り、適正の課税をやることにペストを盡しておるのでございますが、故意に法律に違反したような事実があらますれば、これはもちろん法律によりまして、それ／＼責任をとるべきものと考へておるのであります。相當現在の事態がいろいろむずかしい点がございます。今税務官吏も一方におきましては相當苦勞をして徴税事務に當つておるといふことも、同時にひとつ御了承願ひたいと存する次第であります。

○前尾委員 国税の延滞金等の特例に

關する法律案、災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、國稅犯則取締法の一部を改正する法律案、國稅徵收法の一部を改正する法律案、この四つのたゞいま議題となつております法律案につきましては、すでに十分審議も盡されたと思へますので、この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入らるんことを望む次第であります。

○川野委員 前尾君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○川野委員長 御異議がないようでありますから、たゞいま議題となつております四法案については質疑を終了し、これより右四案を議題として討論採決に入ります。

○川島委員 たゞいま議題になりました災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外三法案に對しまして、私は社会党を代表して遺憾ながら反對の意を表明いたすのであります。
第一の災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予、この問題に對しては、もちろんその精神とするところに大きな反對の筋を持つものではありませぬ。しかしながら今日の國民經濟の實情、ことに一般の資産に對する再評価等も実施される段階に入つておりました。この実情を基礎として考へた場合に、これら災害により父祖伝来の住宅、家財その他を毀滅的な状態に陥れるような事柄がしばしばあるのであります。この災

害もまた刻下の國民經濟の實情や、治山治水等に對する徹底的な施策の欠如等からいたしまして、さらに年々こうした問題が全體的に頻発をせし、しかもその被害の限度は次第に深刻にならうとしたしておるような有様であります。こういうときに政府がこれらの災害被害者等に對する租稅の減免、あるいは徴收猶予等を考へられたという事柄については、一応賛意を表したいのであります。その考へに基いて実施いたそうとしたしておりますところのこの法律の一部改正では、國民の實生活あるいは實態にまことに沿つておらぬ。たとへば租稅の減免に關する基準というものが、今日の國民經濟の實態に照して低過ぎるらいがはなはだしくある、こういうふうになつては考へるのであります。むしろ政府がこのような考へ方をもつて、この災害被害者等に對する処置をいたすとするならば、もう少しその基準に對して國民經濟の立ち上りの上に、被害者等が立ち上る上に、適切安當な基準を立つべきではなかつたかと、かように考へるのであります。従いましてその方向に對しては何も重大な異議をとらぬものではございませんが、その基準に對して適切でない、こういう見地から遺憾ながら反對をいたすものであります。

○次 國稅の延滞金等の特例に關する法律、これについてもわれ／＼はしばしばこの国会を通じて叫んで参つて来たところでありまして、延滞金等に對する利息、あるいは追徴の税が非常に苛酷である。それがためにさなきだに不當、一方的な課税がひんびんと

して行われる上に、さらにまた納稅者は延滞金等において、大きな苦痛を味わなければならぬというふうな実情にありまして、これを一日も早く是正する必要があるといふことはわれ／＼も主張いたして参つたところでありまして、ここに政府が遅ればせながらその方向に對して、この一部の改正案を出されたことについては別に異議はないのであります。元來が、私どもは今回政府の立案いたしました稅制全般に對する体系の基本に對しては徹底的に反對をいたした立場もありませんので、その國稅の基礎に基いて改正されます延滞金等の特例に關する法律に對しても、遺憾ながら反對せざるを得ないのであります。

また國稅の犯則取締りの改正につきましても、われ／＼はもう少し納稅者なり國民生活の實態に即した民主的な観点に立つて、この取締法の改正を促進すべきであるといふ年來の主張を、われ／＼は堅持して参つておるのであります。このたびの改正案はその見解から見ますれば、きわめて不徹底なところがあることを、われ／＼は指摘せざるを得ないのであります。この意味においても、この取締りの改正案に對しましては、残念ながら賛成はいたしかねるのであります。いづれにいたしましても、これがもし実施されるような場合におきましても、さなきだに最近稅務官吏の経験の少いことやあるいは年齢の若いこと、そういうたつた事柄に基きまして、收稅官吏の越權的な行為が世間にしばしば頻発しておりました、それがために納稅者の迷惑、納稅

して行われる上に、さらにまた納稅者は延滞金等において、大きな苦痛を味わなければならぬというふうな実情にありまして、これを一日も早く是正する必要があるといふことはわれ／＼も主張いたして参つたところでありまして、ここに政府が遅ればせながらその方向に對して、この一部の改正案を出されたことについては別に異議はないのであります。元來が、私どもは今回政府の立案いたしました稅制全般に對する体系の基本に對しては徹底的に反對をいたした立場もありませんので、その國稅の基礎に基いて改正されます延滞金等の特例に關する法律に對しても、遺憾ながら反對せざるを得ないのであります。

者の苦痛を一層加重しておるといふような事例も、故拳にいとまないような実情でありますので、政府はこれら国稅犯則の取締りについても、今後とも各段の留意を拂ひまして、かりそめにも本来の正しい納稅者、その他に對するところの人權の侵害等のごときことがないように、大いに留意すべきであるといふようなことを、この際特に強く警告をいたし、かつ本案に反對をいたすものであります。

○川野委員長 三宅則義君。

○三宅則義委員 私はただいま議題となりました災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、國稅犯則取締法の一部を改正する法律案、國稅の延滞金等の特例に関する法律案、並びに國稅徴收法の一部を改正する法律案につきまして、自由党を代表し賛成の意を表するものであります。以下數点を申し上げて、思ふのであります。

災害者に対することであるが、これは震災、風水害、火災等もこれに入るのであります。従来でありますると、大体五万円以下は全免になり、十万円までのものは五割しか認められなかつたものが、今回の改正によりまして十五万円まではこれを全免し、少くとも三十万円に達するまでは、五割を免稅することになつたわけでありまして、これは一大進歩であると思ひまして、わが党の政策を十二分に助長いたしておるものと確信いたしましたのであります。まことによき改正である。かように考へておるのであります。なお災害については昭和

二十三年及び二十四年のいわゆる過去三箇年にわたりますところの災害に ついても、新たにこれに對する規定を適用しようといふのであります。ことに當を得た改正案であると思ひま して、賛意を表する次第であります。

次に申し述べたい事柄は、國稅犯則 に對することでありまして、これは物 品稅等に對しまして、従來は通告期間を 一週間以内に告発するといふようにな つておりましたところを、今回は二十日 間の余裕を與えて、しかる後に告発す るといふようになりましたから、これ ともたいへん便利なことに改正されたも のと確信いたします。さらに先ほど質疑 がありまして刑事訴訟法の改正に對し まして、女子に關しては特に身体の檢 査にあたりましては、立会いをさせる といふようなことも、また時宜に適し たる改正であるといふことを感ずるの であります。なお特に声を大にして申 し上げた点は、國稅の延滞金等の特 例に關する法律案でありまして、これ はわが党の政策を如実に現わしたも のであります。特に新稅法によりまし て四月一日からといふことになつてお りましたものを、本年の一月一日から 三月三十一日に至ります三箇月間の分 をさかのぼつて、これに對する加算稅 あるいは追徴稅等に對します減免をい たさうといふわけでありまして、これ はまことにわが党の意見を尊重いたし ておりました。延滞金が二十錢であつ たものを八錢に下げる。あるいはこれ に對しまして、加算稅が十錢であつた ものを四錢に下げるといふような点に つきましては、まことにりつばな案で あると思ふのであります。これは池

田大蔵大臣の説明にもありましたが、まことに私どもの賛意を表する大なるものであります。

次に國稅徴收法の一部を改正する法 律案であります。これは今度の地方 稅の改正につきまして、國稅と地方稅 と同一順位によつて取上げる、こゝうい うことであります。これもまた當然 な理由であるといふことを感ずるわけ でありまして、ことに新稅法の趣旨に のつとらしまして、先ほど申し述べまし た比率も今まで高かつたのであります が、四錢にいたさうという線から見ま すと、まことに當を得たものであると 確信するのであります。また差押え等 につきましては、全部を差押えする ものにつきましては、七五多までは所得者 が取り、残りの二五多しか差押えるこ とができないういふようになつてい るのであります。これもまた時宜に適 したる改正案であるといふことを考へ まして、この四法案に對しましては、 少くともわが自由党は声を大にして、 この改正案に賛成する次第でありま す。

私は以上をもちまして、反對討論も ありませんが、わが自由党はどこまで もこの法案を早く実行いたしたい、こ ういふ線に沿つて賛成をする次第であ ります。

○川野委員長 河田賢治君。

○河田委員 私は日本共産党を代表し まして、ここに上程されました四つの 法案に對して反對するものでありま す。

被害者に対する租稅の減免等に関しま しては、今日ではわずかに十五万円が所 得の全部としまして、マッチ箱のよ うな家を建てまして二十万や三十万 円はかかるのであります。従つてこ の程度の災害の被害に對しては、ほと んどなきざるにひとしいものでありま す。従つてこゝういふ意味で、私たちは これがもつと、高額の減免をなすべ きであるといふ立場から、これに對し ては反對いたします。

また國稅の延滞金等の特例に關しま しては、なるほど従来よりも四月一日 から施行される法律に基いて減りはい たしましたけれども、本来からしてこ ういふものは取るべきものでない。特 にまたすべてのこゝうした延滞金並びに 追加あるいはその他の問題にしまして は、たとへば高額所得者であつて、し かも納められるべき税金であるにもか かわらず、むしろこれが安くなること によつて、あちらこちらに金融をして 金もつけをする者もできる。一方にお いては、税を拂おうにも拂えなくて 拂わない者もある。こゝういふ者から びし／＼取つて行く。こゝういふのが今 日の稅務署における實際のあり方なん であります。従つて今日この程度の 減免がありまして、實際における稅 金の拂えないような人々にとつては、 やはりきわめて重い徵稅になるわけ であります。従つてこゝういふ点から私た ちは反對いたします。

また國稅徴收法の一部改正につきま しても、現在の徵稅官債權機構の強化で あつてそれ以外の何もものでもない。こ れはこれまでの徵稅機構をそのまま強

化して行く。現在非常に不当にやつて いることを、今後合法化するといふ線 が非常に出ております。こゝういふ点か らこの法案の中心のものとして私は 反對いたします。

また國稅犯則取締法であります。 なるほどこれによつて、若干新刑事訴 訟法によつて人權を保護しように言 われておりますけれども、従來の法律 は明治三十年代の遺物でありまして、 本来ならばこれは博物館に入れるべき 法律なのであります。こゝういふ法律に 若干の改正を加えました。しかし改 正された部分におきましては、鏡をは たりして、まるきり強盜以上のやうな やり方でもつてもいいといふことは、 本来からいつて民主主義的な國のあり 方ではない。また女に對するあれなん かも、新しいあれによつて認めたと は言つておりますけれども、元來かうし て普通の刑事訴訟法に基いて、たとへ ばどるほうしたとか、あるいは詐欺を したとかいふものとは、國稅犯則にお いてはやや趣を異にするとは私は考へる ものであります。従つてこの点につき ましては、他のいゝゆる刑法に基くも のとはこゝでは區別すべきが當然だと 私は思ふ。こゝういふ点で今日女を裸に してもいいといふやうな法律は、やは りない方がいいのである。ピストルを 警官に持たせれば、だれでもかれでも ちよつと撃つたりして、非常なあやまち を犯しておきますが、やはりこゝういふ 法律をつくれれば、今日の稅務官吏の頭 の状態、またやり方の状態からしまし

ても、こゝういふものがどん／＼適用さ れて、かえつて國民に非常な迷惑をか

ける、こういうふうな考えを以てこの法案に対して反対するわけでありませう。

以上が共産党が全四つの法律案に対して反対する理由であります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまして、この四税法案に対しては反対するものであります。

その理由は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律案、並びに国税の延滞金等の特例に関する法律案、こう二つにわたって参りますが、大体二法案の問題は、先ほど川島委員からお話があつた通り、現在の国民経済の状態からい、またごく最近に資産再評価も実施される上において、どうも国民経済の内容が非常に貧弱である。こういう場合に災害にぶつかつた場合は、当然自分の生活もささえて行けないような状態であるので、われわれはもつとこの基準を切り下げる、あるいは全免にする状態まで持つて行つた方が、かえつて災害者を救済する意味になるのじやないかと考えまして、この災害に対する法律案にも反対するものであります。それから延滞金の問題については、第五国会あたりから再三議論がなされて、ぜひこれは改正しなければならぬといふことで、政府でもさういふ御意向のようであつたのですが、今回この改正をすること自体については、われわれは大賛成であります。しかしこれに関する根本法に対してはわれわれは反対して来た以上、この二法案に対しても反対するのであります。

国税犯則取締法の一部を改正する法案と、

律案、それから国税徴収法の一部を改正する法律案、これは前々国会からも実際国民生活の実情に沿わないから、これはぜひ修正なり改正をしなければならぬといふことをたびたび申し上げておつたのであります。が、実際犯則に関する問題にしても、一方的な書面審理をやつておる場合が非常に多いのでありまして、本来なら犯罪人であれば、公判廷にひつぱられて、弁護人の立合ひのもとにこれを審理して行くのであります。が、今の徴税の仕方を見ると、ほとんど書面審理で一方的にきめてしまふ。さうしてそれが冤罪になるような場合は、いわゆる告発になつて行くので、本人の意見を十分聴取してない場合が非常に多いのであります。それからまた知識経験が乏しく、また年齢が少い。これがために一般納税者が非常に迷惑を受けておる。こういう意味合いで、改正それ自体には別に反対する理由もないようですが、われわれはこの根本法に今まで反対した関係上、本案にも反対するのであります。

以上申しまして討論を終ります。

○川野委員長 討論は結局いたしました。

これより採決に入ります。国税犯則取締法の一部を改正する法律案、国税の延滞金等の特例に関する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、国税徴収法の一部を改正する法律案、右四案に対して、原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○川野委員長 起立多数。よつて四法案とも原案通り可決いたしました。

午前はこの程度にいたしました。午後二時から再開いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時十四分開議

○川野委員長 午前引続き会議を開きます。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。竹村奈良一君。

○竹村委員 石炭を山元から受入れるときに、その受入れる方法として大體駐在員を置いてやつたということでありまして、受入れに際して、たとえは上質炭でないものを、上質炭というような形で受入れたという実情があつたならば、ひとつお知らせ願ひたい。

○植木説明員 お答えいたします。駐在員は司令部の要請もありまして、急速に充足いたしました関係上、引揚者というような方も入りましたので、石炭にはあまり知識のない人も配置されましたが、中には一部非常に経験がございまして、正式職員として採用のできるような経験者も入つております。

○竹村委員 それからも一つ、輸送にあたりましては、機帆船等を大體利用されたのであります。きのう少し資料をいただきました。この契約にあつては相当高く契約されておるといふようなこと、審査委員会でも一応問題になつておるのですが、こういう点についてあなたの方でわかつてをる範囲でお知らせ願ひたい。

○植木説明員 機帆船の備船につきましては、大體備船の形が三つの段階を経たと思つてございまして。当初配炭公団の業務開始当時におきましては、御案内の通り船舶が非常に不足いたしまして、計画配給をするために計画配給しなければならぬ。さういふことでむしろマル公を越えることを押えるために、マル公維持に非常に努力をしたという段階がございまして。次の段階は幾分船舶が余つて参りました。幾分これを引上げということで、マル公より一割程度値下げをさせて契約をしております。それから解散後におきましては、油の關係上機帆船に油の配給がなくなつたのでございまして、ほとんど機帆船を使わないといふ三つの段階がございまして。

○竹村委員 昨日もちよつとお伺いしたのでありますが、あまりはつきりしないのですが、たとえば八月十五日以後に三池染料や三池合成などに相当な石炭、つまりきのう言われたものでは一万二千トンほどであつたと思つて、これを拂ひ下げて、八月十五日前に売渡したというようにされた事情を伺いたい。

○植木説明員 ただいまの問題は、三井鉱山の石炭を三池合成や三池染料などに売つた場合に、特定産業向け補給金の關係で、八月十五日以後に売つたものを、補給金を支給するために八月十五日以前の処理として整理したのでございまして。これはコークスの配炭公団が、以上申し上げました二工場から

買取る場合の買取り価格を、値上げせずに買取るために、政府からの指示によつてとられた措置でございませう。

○竹村委員 さうするともちろんこれの補給金等は相当な金になるのです。が、このことについては府政の指示でやられた。それではこのことについては政府の關係の方が来られたらお伺いすることといたしまして、その次にお伺ひたいのは、大體荷役費が指定販売制度実施後相対値が下つたという事実があるのですが、この荷役費についても、相当多額に實際以上に多くの荷役費を使つておられたというやうな実情があるかないか、ひとつ……。

○植木説明員 ただいまの御質問の趣旨がはつきりいたさないでございまして、八月十五日以降に、販売業者制度になつてからは荷役料が非常に下つたが、配炭公団営業中は荷役料が非常に高かつたという御趣旨でございませう。

○竹村委員 さうです。

○植木説明員 ただいまの御質問は先ほど申し上げましたように、機帆船の運賃の場合と同様に、統制の初期においてはむしろマル公を上まわつてはいないといふことで、非常に本部でも支部に対して取締りを厳重にしていた時代があるのでございまして、逐次諸物価の安定を来すに従ひまして、それらマル公を割つて契約するやうに……。

○竹村委員 次に保險の問題をひとつお聞きしたいのでございまして、大體

第一類第六号 大蔵委員會議録 第四十二号 昭和二十五年三月二十九日

三三

第二会社として千代田商業株式会社というものが設立されたことは、これはもう確実であります。これに對して大東東京海上火災とか各社等の代理店をこの第二会社が引受けて、そして大東火災が当時から保険をかけたものは約六億円で、受取られたものが六千万円である。従つてこの代理店としての手数料というものは公団に入れないので、第二会社がそのままとつておられる、こういう事実は間違ひありません。

○植木説明員 たいだいまの保険契約の問題でございますが、公団の創立以來昨年の九月十五日までに、大体おつしやつたように六億程度の保険契約をやつておりました、これに對して求償額は非常にわずかであるということは事實でございます。

それから保険契約をいたす場合に、従来配炭公団の以前の日本石炭会社に、四つの保険会社の代理店があつたのでございますが、これがいろいろ煩雜あるいは手続等の關係で、千代田商業会社というものに一本に統合いたしました、これを經由して保険契約をいたしました、これも事實でございます。ただこの千代田商業会社は、保険会社十社ございますが、十社の代理店でございます、この代理店を通して保険契約をやるといふことでございます。

○竹村委員 もう一つ尋ねますが、従つてこの代理店が一応手数料なんかとるといふことになれば、公団に手数料等は入つておりませんか。

○植木説明員 代理店につきましては、代理店に関する法令に基づきまして

一割程度と記憶しておりますが、保険会社から代理店が領収しているように聞いております。

○竹村委員 實はそれでは現在あります石炭やコークス等は、一体どういふ形で売られておりますか。たとえば公売の形か、あるいは指定された人に売つておられるのか、その事情をひとつ……。

○加野説明員 配炭公団解散後におきまして、石炭を売る形式は、根本方針といたしまして一般競争入札というところが大体きめられてございます。それで配炭公団も十二月八日には第一回の一般競争入札をいたしたのでありますが、これが非常に成績が悪うございまして、実際の落札が一割内外という事情でありましたために、その後におきましては、競争入札のほかに臨時一般に對しては隨意契約をもつて契約をしておる。それからなお日鉄、日産、日本鋼管といふふうな大口につきましては、それ／＼別個に隨意契約で販売をいたしております。

○竹村委員 そうすると隨意契約で販売される場合は現金取引ですか。それとも手形ですか。

○加野説明員 隨意契約で販売いたしておりますものは手形が大部分であります。

○竹村委員 そういたしますと、隨意契約で手形でお売りになるといふ場合においては、もちろんこれはいろいろ問題になつたのでありますから、必ずその売り先の支拂い能力——手形の不渡りなんかにはならぬといふような点は調査されているのでございませうか。それともそういう点はお考へにならな

に、ただ手形をもちつたらよいということでは売られているのですか。

○加野説明員 それは焦げつきが生じないよう、公団といたしましてできるだけ支拂い能力を調査いたしまして、解散後に売つたものについては、回収不能が生じないという見込みでやつております。

○竹村委員 そうすると、現在コークスは一トン当り大体最近売られたものでどのくらいの価格で売られたか。あるいは石炭は一トン当りどのくらいの価格で売つておられるか。もちろん上質炭、低質炭いろいろ等級があるでございませうが、大体のところではどうでございますか。

○加野説明員 石炭とコークスにわけ申し上げます。石炭につきましては、本年の二月までに売り上げました総量が、昨日申し上げましたように廢棄炭を除きますと二百六十八万トンでございますが、この平均炭価は一トン当り二千四百円という数字になつております。コークスの方は二月までに二十

三万トン販売いたしております、この売上げ平均は約二千八百円といふふうな数字になつております。

○竹村委員 そうすると、最近信越化学工業株式会社等へ売られたかどうか。これはコークスだと思つて、売られたことがありますか。おわかりになりませんか。

○岡野説明員 今この席上では書類を持つておられないので、詳しいことはわかりませんが、私の記憶では何か最近コーライトとか、コークスを契約する、何かそういうふうな内部の書類を見たような気がするのでございませうか。

が、もしあとでよろしければ調べて御返事したいと思つております。

○竹村委員 實は私は来ていただきたい人を要求したのですが、休みだといふことですから、その人が出て来られなければ質問を続けたいと思つております。

○宮腰委員 たいだいま配付になりました解散当時の売掛一覽表の中で、これは現在でも残つておるものでしょうか。その当時残つておつたものでしょうか。

○岡野説明員 この中には現在も残つておるものもありますが、大体そのうち四十七億くらいが一月三十一日までに入金してあります。

○宮腰委員 そうするとこのパーセンテージで行くと、この總数の半分くらいは拂つておるのですか。

○岡野説明員 百九十億はその他の分も含まれておられますので、大口のものだけについて見ますと、半分以上入つておることになります。

○宮腰委員 それからこれは今後問題になると思つておりますが、この会社をすつと見てみると、企業再建整備法によつて解除になる会社があります。この再建整備で解除になつた場合には、第二会社が生まれて参りました、本来の会社の債權債務であつたものが、第二会社でその債務を引受けないといふような法律的問題がまず起きると来ると思つておるものでしょうか。

○岡野説明員 民法的手続につきまして詳しいことを存じませんが、これはまだ申訳ありませんが、そういういろいろ／＼な問題がございませうし、そのほかにも強硬措置として訴訟をしたり、

相当弁護士を傾けて回収に努力しておりますので、お尋ねのような場合でも万遺漏ないようによつておるはずでございます。

○宮腰委員 現にこの中で賦税のために起訴になつておる会社が幾つかあります。これは再建整備法によつて第二会社が生まれますが、生れた場合に、第二会社に対してはおそらくこの支拂い請求は法律上できないのじやないかと思つておる。従つて親会社、いわゆる第二会社が生れた母体の、企業再建整備法の通用を受けた会社としては、おそらく請求ができて支拂いが不能になる事象があるのじやないか。現に税の問題について同じような備で判決を待つても、それは第二会社で責任を負われない。結局政府でも泣寝入りにならない。結局政府でも泣寝入りにならない。判決が死んでしまふような状態がたくさんあります。おそらくこの中でも相当あるようですから、これは今のうちに手打つていただいて、第二会社が成立するような場合には、第二会社でこの責任をとれ。あるいは公正証書なり適當の措置をしないと、おそらくとれないのじやないかと思つておる。これは政府でどういふような考へを持つておるかどうか、御意見を伺いたい。

○岡野説明員 これは政府の方の答弁ではございませぬが、よく御趣旨の点、配炭公団の方といたしますれば清算人に依えまして、疎漏のないようになつておる。

○宮腰委員 この資料の中でももちろん再建整備法の適用を受けないので、ごく最近解除にならなくてもそのまま持統できる会社があるようですが、これ

に對してまだ大口が半分残つていて、
いうことはなほだおかしいと思いま
す。なおこの資産内容をずつと見て
も、証券市場に上場になつて一流
会社だつて、このくらい資金を拂え
ないような会社はおそらくないと思
います。これはもう少し強硬にとらな
ければ、あとでいろいろ問題が起る
と思ひますが、どういふ方法をとつて
おられるでしょうか。

○岡野説明員 先ほど申し上げました
のは、一月末までに回収した数字でござ
いまして、その後もどん／＼入つて
いるのであります。ただいま手元にこ
最近までの資料が集まりませんの
で、はつきりした数字はお答えできな
いことはなほだ申訳ないのでありま
すが、残つております中でも相殺をし
て消えるものも相当ありまして、二月
末が集計できますれば、そうたくさん
残つてゐると思つておらないのであ
ります。

○富原委員 それでは現在残つてい
るところの会社の氏名、称号と金額を資
料にお願いしたいと思います。

○岡野説明員 さつそく調整いたしま
して、明日でも提出いたします。

○川島委員 今富原委員からの質問に
對しての御答弁で、ちよつと納得しな
ぬる点がありますのでお伺いします
が、この表で見ますと、解散当時売却
金が百九十億何がし、それで最近まで
入つたのが四十七億、大口会社だけを
見れば半分近く入つてゐるのですが、
それにしても百五十億近い売却代金が
まだ残つてゐる形になるわけでありま
す。説明を聞いてゐるときわめて安心
してしがるべきような口吻であるので

すが、解散してからもすでに半年経過
しておつて、しかも百九十億の中で上
つたのは四十七億、半年間で四分の一
さらに四分の三をこれから取上げて行
くのですが、一体どのくらいの目標を
立ててこの売却金が回収できるか。そ
の見通しについて確信のある話を聞か
しておいてもらいたいと思ひます。

○岡野説明員 まことに申訳ございま
せんが、先ほどの一月三十一日までの
回収金額を、私間運えまして申し上げ
ましたので、御訂正願ひたいのでありま
す。はなはだ申訳ありません。九月十六
日から一月三十一日まで、総額におい
て回収いたしましたものが百三億でござ
いまして、それは大口についてだけで
なく、全部の百九十億に對しての入金
であります。従つて一月三十一日の残
は、大体八十七億といふことになるの
であります。その一月三十一日の残
の八十七億の中には、たとへば鐵工品
貿易公団とか、國鉄とかに、配炭公団の
方でも借金がありますので、これと相
殺するものを落しまして、あとのもの
については一生懸命あらゆる方法を講
じまして回収に努力しております。

○川野委員 經濟安定本部長官がお
見えになりましたので、長官に對する
質問を先にお願ひいたします。

○川島委員 長官が見えられましたの
で、一、二点お伺ひいたしたいのであ
ります。配炭公団の清算に伴う一般會
計からの補填の問題をめぐつて、先日
来この委員会で質疑応答を重ねてお
るわけですが、その都度責任のある政府
の關係が出席しておりませんから、わ
れわれ委員の質問に對して納得の行く
答弁が得られませんか、いまだに審議

が續いておるわけでありませぬ。
そこで長官にさつ／＼とお伺ひし
たいのは、この配炭公団の清算におい
て、相当多大な欠損を見るのやむなき
に至つた。そのために國民の血税の結
晶たる巨額な金を、この公団のあらゆる
面に投下しなければならぬとい
う、まことに寒心すべき事態になつて
おるわけでありませぬ。しかもかくのご
ときに至りましたら、経路につ
きましては、聞いたところによれば一
応もつともな理由もないではない。
しかしながらまた反面には、どう聞い
てもわれ／＼國民側として、すなおに
納得できない点からすればあるわけ
であります。ひつきやうとするに、巨額
な國民の血税をもつてしても、なおか
つ穴を埋めなければならぬやうなこの
公団の運管の結果に對して、一体責任
の所在はだれであるのか。こゝういふ問
題に對しては委員会で事はやましく
論議しておるわけでありませぬ。そこで
長官は担当者として、また同時に國務
大臣として、こゝうした事柄に對する一
体責任の所在はだれが負ふべき性格の
ものであるかといふことについて、率
直な御意見を承りたいと思ひます。

○青木國務大臣 ただいまの川島委員
の御質問にお答へいたしますが、政府
はかねてからこの公団の運管合理化と
いふ点で、さういふ点では絶えず配
慮をいたしては参りました。しかしな
がらお説のように、今日の經濟情勢が
ら見て、公団が終息過程に入つて来た
といふときに、いろいろの欠点が出て
おるわけでありまして、その結果がひ
いては國民の血税でもつてまかなわれ
ておる一般會計から、これを幾分負担

しなければならぬ事態が生じておるか
のごとき観があるという意味での御質
問は、政府としてもこれは深く責任を
感じておる次第でございます。配炭公
団等の問題になれば、それは通産大臣
が直接の責任を負ふことであ
り、またひいてはわれ／＼の方もその
監督的地位という意味で、いろいろ監
督當局としての責任を負ふ、こゝうい
ふことではあります。結局形式的な問題に
なれば安定本部が責任を負ひ、しかも
安定本部總裁が責任を負ひ、こゝうい
ふ形になつておるわけでありませぬ。この
点はおもろん御承知のことであると思
ひますが、われ／＼は從來公団につき
まして、いろいろさういふ点を配慮
いたしまして、できるだけ國家的な損失
が起らないやうな努力をして参つてお
ります。承るところによれば、さうい
ふ欠点が指摘されておるようでありま
す。われ／＼としては十分改善して参
りたいといふことで、かねてからさう
いふ措置もつて参つておりますし、
現在いろいろとその監督關係當局とも
話し合ひをいたしまして、今後ともさう
いふことが最小限度にとどまるよう
に、あるいはできることならば、ない
ようにするやうな努力もいたしておる
次第であります。

○川島委員 漠然たるお話でよくわか
らないのですが、思ひ合せますと、過
般前回の国会で問題になりました例の
新炭特別會計赤字五十億と、今度の
配炭公団の欠損の問題、いずれも偶然
か何かわかりませんが、年次的に重な
つて来たものではなくて、こゝ最近に
突如として大きな穴が出て来るやうな
感じであります。ことに新炭特別會計

においては、その八割がこの内閣にな
つてから出て来た。公団の問題も
年次的に均等もしくは重なつて来た
といふのでなくして、やはりこれも最近
において集積された赤字、こゝういふ
うにわれ／＼は聞いておる。一体こ
ういふ形になつて来たといふことにつ
いては、國民として納得のできる政府側
の説明がありませんと、容易にこの
問題に對して審議の結論を出すことが
困難であるわけでありませぬ。一体どう
いふ理由で、どういふ根拠でこゝうい
ふことになつて来たのであるか。長官に
おいてもこの問題については、やはり
個人的に相當重大視しておられるので
はないかと思ひます。またこ
れを埋め合せる犠牲は、國民の血税に
よつて行われるといふことでもありま
すので、國民においてもきわめて重大
視しておるわけでありませぬ。いづれに
してもでき上つたことではありますの
で、しよせんはその欠陥は補わなけれ
ばならぬことにはなりませぬが、こ
ういふ事態になりました理由といいま
すか、根拠、こゝういふ事柄について長
官は閣僚としての御感想があれば、わ
れわれにお聞かせを願ひ、さうして國
民全般の納得の行く形に對して、この
問題の処理を適正に行つて行くことに
われ／＼も協力したい。こゝういふよう
に思ひますので、この点の御見解をこ
の際伺わせていただきたいと思ひます
であります。

○青木國務大臣 川島君も御承知の通
り公団は最近のものではございませぬ
ので、今日まで經營を続けて来たもの
でございませぬ。その経過におきまして
最近においての經濟情勢といふやうな

○青木國務大臣 川島君も御承知の通
り公団は最近のものではございませぬ
ので、今日まで經營を続けて来たもの
でございませぬ。その経過におきまして
最近においての經濟情勢といふやうな

○青木國務大臣 川島君も御承知の通
り公団は最近のものではございませぬ
ので、今日まで經營を続けて来たもの
でございませぬ。その経過におきまして
最近においての經濟情勢といふやうな

ものから見ますれば、公団の滞貨等も集積されて来たというふうにも見られます。また売却代金の回収等につきましても、予定通りに行かないというふうな面もあるいは起つて来ておるかと思ふますが、これらの問題はできるだけ政府としては、そういう点で損失を最小限度にとどめるといふ方針でいろ／＼と配慮をいたしておるような次第でございますので、ただいま御質問のございましたような点は、もちろんわれ／＼がこれを等閑に付しておるわけではなく、これらの点についてできるだけ善処して、最小限度の負担としようということとどまれば、幸いであるというふうにご考慮をいたしておる次第であります。

○西村(直)委員 百二十億の赤字が出ましたことは、おそらく各公団を通じて一番大きな赤字だと私は思います。昨日来実清算事務所の方が御答弁に当られたのでありますが、過去の経緯を全然知らない。この問題は、川島君は突然出たように言われますが、これはわれ／＼の調査から言いますれば全然違つておる。従いまして安本長官自体も当面の責任者ではありませんが、過去まで問われる責任はない。しかし当面の責任者である立場から、できますればわれ／＼がこの議案を審査するにあつて、大筋から言つてどういふ面からこの赤字が出たかということ、かいつまんで御説明願ひたいと思ひます。それが第一点。

かつたのか、あるいは公団方式そのものが悪かつたのか、こういう点であります。特にわれ／＼が調査いたしました範囲では、公団そのものというものは、昨日来質問がありました御答弁があつたのでありますが、大石炭炭業界の相当優秀の士が集まつて、公団と年耳つております。そしてその人たちがほんとうに自分の会社であれば、おそらく損を出されなかつたであらうと思われぬのが、公団という甘い形式のもとに隠れまして、国家公務員の地位を保障されて、そうしてその間にいろ／＼の悪いことをやつておられる。それが赤字の累積した一つの原因です。もちろん他にいろ／＼な経済事情、たとえはドッジ・ラインの切りかえというふうなこともあるのでありまして、もう一度繰返して申し上げますと、偶然これが出たのでなくて、累年これが積み上げられて、現在跡始末の段階に入つて来ておると思ひます。またこれをこのまま続けさせて行くならば、損失は大きくなつて行くこと承知いたしておりますが、第一点といたしまして、赤字の原因がどこから出て来たかという大筋を、納得の行くように御説明願ひたいと思ひます。第二は公団運営に当る人間自体にも、相当大きな欠陥があつたのではないか。あるいは公団自体にそういうものを発生せしめる統制経済の欠陥があつたのか。この二つの点を伺ひたいと思ひます。

○青木國務大臣 この公団そのものの機構とか組織、そういうものについては何しろ統制経済というものと関連を持つておりますので、統制を實行いた

しましても、依然としてやみが存在していたという経過から申しまして、確かにそれは一応いい行き方であらうと考へて実行したのでありますけれども、しかしながらそれにはいろ／＼な、やはりその制度自体に欠陥もあつたのだということが考へられるのであります。しかしながらやはりいかなる場合においても、その機構とかあるいは組織と人間というものがくつたものでありますから、これが単に組織だけの欠点である、あるいは人的要素とかあるいは人の欠点であるといふふうには、どちらとばかりに言い切れない点があるかと思ひますので、これはやはりそういう大団において欠陥が起つて来たということについては、いづれも因果関係として双方に欠陥があつたものというふうにご考慮をいたしておる次第であります。

○西村(直)委員 私は長官とまつたく意見を異にいたしておるのであります。この運営に当る人間というものは、相当業界において練達堪能の士であつたという事は、昨日も清算事務所の方が言われておる。また審査委員会においても証人が確実に言つておられた。そういう人たちが集まつて、しかも相当の百二十億という損害を興えておる。その内容というものはいろいろ悪いことをやつておられた。その意味において私は将来の問題も相当あつたと思ひますが、それがたまたま公団形式というものの美名に隠れて、自分のふところがいけない。もうけがある場合は政府に差上げておる。もうけがない場合には国家がこれを背負つて行くという公団形式そのものの中に、

大きな反省をする必要がありはしないか。もちろん今政府としては公団そのものに對して相当の反省をしておられる。その点についてはけつこうであります。御答弁はいたしません。第二の点であります。これは今後問題でありますから、御質問申し上げたいのでありますが、現在清算の段階に入つておる場合におきまして、おそらくこれは公団の支局の所在地において、大団公団の關係者をもつて第二会社をつくる。そこでさらに清算された現物が横の方向に流れて行くのではないか。また流されたといううわさを聞いておりますが、これに對して安本長官なり通産省の方としての御感想を述べていただきたいと思ひます。百二十億前後の赤字を持つ。それは剰余金があるから多少繰入れて減ります。しかしさらさら今後そこに有利な條件、言いかえれば國民にとつては損な條件で第二会社が設立される。それがしかも旧公団の關係者の救済手段に使われておることがあつたとすれば、遺憾なことだと思ひます。ひとつ御答弁願ひます。

○青木國務大臣 ただいまの御質問は大団運営面における欠点が指摘されておるようになつておる。おもしろい、おもしろい、これは公団そのものについて、これが初めから万全に行われるという事は考へておりませんが、いづれにいたしましてはわれ／＼として、そういうことについては配慮を怠らなうに考へたつもりでありますけれども、何分運営そのものが結局悪かつたといふふうにも思ひますので、一応通産省の当局としての御意見を、まず御説明

していただくということにいたしたいと思ひます。○官廳政府委員 ただいまのお尋ねであります。途中から遅れて参りました。あるいは御質問の趣旨と違つたお話を申し上げるかも知れません。先刻お尋ねのありました赤字が生じたのは、どんなふうな事情からだといふふうな、あるいは機構と人間の問題、かような点につきまして通産省として考へておりますことは、もちろん二十二年以降の剰余金は七十億以上あるものであります。それがもし二十三年當時におきまして清算状態に入りますれば、普通の商業なり工業の店じまいと同じように、たなざらしの品がありまして、必らずそこに整理損失があるものと考へております。従つて二十二年二十三年度の剰余金がたかさんあるから、最終の赤字は二十二年、二十三年に無關係だとは申しにくい状況にあると思ふのであります。公団の機構及びこれに携わります方々は、昔の業務遂行をなすつておる方はもちろん一応認めなければならぬのでありますが、人でありまして、間違ひのあつたことを見たり聞いたりいたしておることも事実であります。従つて政府としては第三次吉田内閣が成立いたしました。昭和二十三年年度の年末をもちまして、ぜひとも公団の廃止をいたしたいことを勸告いたしまして、關係方面との交渉をいたしまして、たとい遅れましても五月末日くらいには公団を廃止いたしました。あつた問題はつきりと究明いたしております。当時におきましては約十三億程度——これは剰余金を繰入れ

していただくということにいたしたいと思ひます。

ましての話でありますが、十三億程度の赤字で済むではないかという一応の目安が立つたわけでありまして。関係方面との交渉の経緯等におきまして、また三千六百万トンペースから四千二百万トンペースに、増出等を命じた結果から申しまして、配炭公団廃止の時期が順次ずれまして、御承知のように九月十五日ということになつたわけでありまして。その間経済状況の変化及び必然的に起りますストックの約五百二十万トンの石炭が、あるいは品質の変化その他の悪条件によりまして、かような事態になつて参りましたことは、きわめて遺憾に存する次第でございます。ただいま西村委員から御指摘のございましたような点につきまして、審査委員会の方でもお調べになつたようでありまして、われ／＼といったしまして、たといこれがたまたまは大蔵省所管の清算事務に移されましても、運営上の責任からは、通産省として重大な関心と監視を持たなければならぬわけでありまして、引続きこの点に留意いたしております。

なお第一会社設立が、かつての関係者の集まりでありまして、何らかそこに緊密な連絡があるのではなからうかという御指摘があります。この点につきましては、見よう見方の問題でありまして、さような弊害のないように特に嚴重なる警告を免した事例もございまして、ただいまわれ／＼の方で感じておられることは、さような弊害がはなはだしく起つておるなどとは思われない状況であります。幸いにこれら機関によりまして、統制解除以後の普通の取引ペースに流れて行くことが円満

にできましたことは、むしろ第二会社と御指摘になりました関係各位の御努力のたまものであると思つて、当局といたしましては、若干の感謝の念をさへ持つておるような次第でございます。そういうものの重大なる点は、先ほど申し上げましたように、やはりたなざらしの中に品質不良あるいは欠斤、さようなことから起りましたものが累積されたものでありまして、むしろこれは人の失敗とか、あるいは機構の問題とかいふことより、かけ離れた一つの経済事情の変遷や、その他の一種の不可抗力的な損失の累積であらうと、かようにただいま考へておるのであります。

○官廳委員 この前にも一度委員会で尋ねましたが、臨時石炭工業管理法の中の四十條の規定の問題ですが、私はこの四十條の規定というもの、非常に弾力性のある解釈ができる規定だと思つております。資源庁あたりの資料によりまして、こういうようなたとえば赤字経営あるいは増産計画のためにある一定の施設をした、ある目的達成のためにある施設をした。こういうような施設に対して、今回は責任を負わないのだということを言つておるようですが、これは前の公団設置等の委員会の記録の中にも、そういう場合は責任を負うのだという言辭を使つておるという記録が残つておるようで、業者の方々も、この問題については大分騒ぎ立てておるようです。従つてこの四十條の解釈というものは、もつと幅のある解釈をした方が妥当のように思つておりますが、政府はどういうふうにお考へになつておりますか。

○官廳政府委員 お答えいたします。ただいま官廳委員の御指摘の点は、配炭公団を廃止いたす機運になりました当時、通商産業委員会において、国政調査の形で石炭の問題を取上げて質問をされました。その席上におきまして、前稲垣通産大臣から、四十條の解釈につきまして詳しく御答弁をいたしておるようでございますが、それは特別な生産命令指示等をいたさない限り、損失補償の原因はただいまないというふうな意味のことが言われておつたと思つております。ある條件上、何か別な反証を上げて、損失の補償をすべきだという御指摘のありました場合は格別、現在資源庁方面で考へておることは、損失を補償すべき原因となるべき指示、命令等はいたしておらない、こういうふうな観点に立つておられます。従いまして二十五年度の予算におきまして、石炭国管にまわりますところの予算処置としまして、一応項目だけをあげまして、万一にもさような事実が起つた場合に、予算の移流用等によりまして処理できますような準備はいたしておりますが、ただいまのところでは、さような事実を予想した計数的計上はいたしておりません。

○竹村委員 長官にお伺いしたいのですが、大体配炭公団が／＼業務その他をするときは、安本長官の認可を受けるということに規定されておつたのが、この解散まで、大体そういう認可をしておらなかつたということが、審査委員会の報告に出ておるのですが、これはどういふわけで認可をされなかつたのか。その計画が複雑のために認可をされなかつたのか。その事情をお

聞かせ願いたい。 ○青木国務大臣 それは認可をいたしております。二十二年の十二月二十八日に、和田博雄安定本部長官のときに認可をいたしておりました。

○竹村委員 それではもう一つお聞きしたいのは、これは安本かどか、大蔵政府としてお伺いしたいのです。八月十五日の解散後、先ほどいろいろ／＼経済安定本部の方に伺つたのでありますが、その後政府から、三池合成、三井化学等に多くの石炭を、補給金のあつた旧価格のままに拂下げを命令されたのですが、一体その根拠はどういふ理由に基くのか、お聞かせ願いたい。従つて八月十五日後に渡されたものを、八月十五日以前に売り渡したことにせよ、それには価格の差——一トンにつき二百六十円かの差があるのではありませんが、そういう政府の指示があつたから、そういうふうになり渡したのだということをお聞かせ願いたい。

○官廳政府委員 竹村委員のお尋ねの点は、当時／＼な経過におきまして、一時さような処置を講じようかというふうなことも考へたのでありまして、先刻西村委員からもいろいろ／＼な問題について御指摘になりました個々の点もあつたので、それらは当面の責任者につき十分調査いたし、適当な処置をいたして参つたわけでありまして、竹村委員の仰せのことは、その一つの実例的な問題だらうと思つておりますが、当時そういう事例があつたとか、それによ

つて荷渡しをいたしたとかいふ問題がございました。その後最近のことでありまして、その後の処置につきまして厳正な判断をいたしまして、物価庁、大蔵省等で御協議の上、これに対し補給金の交付はいたさないことに決定いたしましたので、その点御了承いただきたいのであります。

○内藤(友)委員 私ただ一つ青木さんにお尋ねしたいと思つたのでありますが、ちよと青木さんのお立場が私お尋ねするの一番いいのではないかとお尋ね申すのであります。それは実はこの委員会で見返り資金の問題を、いろいろ法律が出まして審議いたしておるのであります。その見返り資金なるものの本質についていろいろ／＼論議がなされておりました。この見返り資金というのは、これはもつた金であるか、また貸してもつた金であるかというのであります。そこで私は、大臣もお忙しいのでありますから、まわりくどいことをやめまして結論に入ります。先般池田大蔵大臣に、私は二度ほどにわたつて、見返り資金のその点をただしましたところ、それはもつた金ではない、それはまだ債務として考へなければならぬのだ、こういうお話でありました。ところが一昨日小沢国務大臣がこゝへ出られまして、いや、それは今までの分は借りておるのであるけれども、これからの分はもつたのだ。私が退席しましたあとで、そのように思つたというふうなことをつけ加えられたのであります。それはあつたから同僚委員からお聞きしたのであります。こうしてこの委員会

は、この見返資金の本質論につきましまして、池田大臣と小沢大臣との間に食い違つた答弁が、速記録に載つておるのであります。これをそのまま残しておくと、これは、將來非常に災いが起きると思ふのであります。ちやうどあなたはその兩者を適當にコントロールされる立場にあるようにもお見受けするのでありますから、今御答弁いただかなくともいいのであります。いづれこれは池田さんからでも小沢さんからでも、どちらでもいいのであります。これをひとつ、もつたのであります。いや、そうではない。これは借りておるのだ。こういふふうにはつきりしていただきたい。これだけひとつお願いしておきます。今御答弁願わなくともいいのでありますから、この大蔵委員会に、これをひとつはつきりしていただきたい。これだけお願いしておきます。

○青木國務大臣 内藤さんから御親切なる御質問をいただきました。まことに恐れ入りました。われ／＼が了解をいたしております事柄をいたしましては、見返り資金は現在のところ、ただやるんだとも言われておらないし、そうかといつて、將來債務として拂わなければならぬ、現在また、拂えというふうなことも言われておらないのであります。そこでわれ／＼としては、結局アメリカの方の意思に属するんだ、こんなふうな了解をいたしておるわけでありませぬ。事実そういう状態でございませぬが、なおせつかくさういふふうには御質問をいただきましたので、あらためて十分検討をして、正確にお答えしたいと思ひますが、私の了解しておるところはさういふ次第でございます。

○内閣委員 あとでまた御返事いただくのでついでにありますが、実はこれはなぜ私どもがこういふことを申し上げるかといふと、もつた金ならば、七分五厘という利率の根拠はどこから出て来たのか。借りておるといふならば、七分五厘といふのはどこから出て来たのであるか。これは非常に大きな問題になりますので、いろ／＼お尋ねしておるのでありますが、いづれこれははつきりお願いしたいと思います。

○西村(直)委員 先ほどの質問の継続になります。途中で御質問の方が入りまして、忘れましたが、先ほど通産政務次官からお答えがありました。配炭公団百二十億円の欠損は、大部分不可抗力から出たのではないかと、いふ御説明がありました。しかしこれは私としては納得の行かない点であります。むしろ昨日から私も議論いたしました。配炭公団を組織した人物は業界のエキスパートであり、相当運送機能の士であるといふことは、現在ここにいらつしやる清算事務者の方も言つておられる。他の場合においてもみな言つておられるのであります。この業界のエキスパートが、政府の出資金で、公団の形式でもつて仕事を始めた。それが累積して百二十億になつた。その間にいろ／＼な事情があつて出て来た。その事情は、政府でも受け難いでおそらく知つておられると思う。それらがはつきりしませんと、私どもはこれらに対して納得ができない。もちろんその間には

多少不可抗力な経済情勢の変化もありませう。その点を一度通産省の方から具体的な御説明を願ひたいと思ひます。

○官廳政府委員 お答えいたします。西村委員のお尋ねはしく／＼もつともだと思ひます。先刻私が概念的に不可抗力であるといふ御説明を申し上げましたが、これはいづれ責任の所在がいづれにあるかといふような問題にも関連があるかと存じますが、御承知のように、配炭公団に對します通産省として、配炭公団に對しては、人事及び業務全般にわたつて経済安定本部と相関連してやつておるのでございませぬ。従つてこの當然の監督権の上から、取締りあるいは、指示命令等をいたしましてやつて参ります。これは善意の解説であると考えておるのであります。その構成してありますもののが、御指示のような業界のエキスパートでありながら、もし私企業であつたならばいたさなものであらうといふ一つの努力を怠つたといふような点につきましては、私どもはその現実の状態をながめまして絶対に否定するものではございませぬ。しかしそれがためにただちに政府に責任があるかどうかといふ問題はなかりませぬ。しほらくそこに幅を置いてお考えをいただかなければならぬのではなからうか、かように考えておる次第であります。

○西村(直)委員 たとえば損失の具体的な原因といふものをいさ少し通産省方面で知つておられるのじやないか。それをむしろ率直にお出しを願つて——清算事務者の方にお聞きいたしま

すと、それは過去のこと、自分たちは清算だけやつていたのであるからわかぬといふような御答弁が、昨日来続いているのであります。業界のエキスパートが集まりましてやつた場合、たとえば山元において、あるいは輸送の形態において、あるいは荷役の形態において、あるいは保管において、いろ／＼と損失を起すような状態があつたと思ふのであります。むしろこれは通産省の方から御説明を願ひたい。

○官廳政府委員 御質問の点につきましては、いろ／＼な事実があつたと存じます。また石炭管理局長から申し上げさせますが、一言にして申し上げます。たとえていへば、配炭公団の炭の買取り一手販売の経過におきましては、銘柄別の販売等をやつていないやうであります。従ひまして、いい炭と悪い炭とをつきませたり、あるいは悪い炭のものにいい炭を入れたといふような事実は、よほど十分な監督のもとにおいてこれを進行する機会が相当あると思ふのであります。それが証拠に、けるものであると断定はいたしません。最後に残りましたものが、通常の欠斤とか、買入れた炭がそのまま不良のままに残つていふ事実を尋ねまして、不良炭が相当量残つておるといふような事実におきましては、この銘柄販売という点にひもつきの行為がなされないので、むしろそこをいろ／＼炭をつきませた販売したところの中に、相当心を用いてやりますといふ／＼な操作ができたのではなからうか、かように考えて、当時非常に心配して、あるいはうわさ等も聞ましてこれらの点にも十分監督を及ぼしま

した。なおその足りざるところがございませぬ。これははなはだ申訳ない、かように考えておる次第であります。

○中島政府委員 ただいまの政務次官からの御答弁の内容をもう少し詳しく申し上げますと、百十九億の赤字は全体の収益から経費を差引きました残でありまして、その内訳をいたしまして一番項目の大きいのは欠斤、廃棄に基づく損失、それから石炭の値下りないし格下げといふ、いわゆる値引きによるもの、この二つであります。この二つで約六十七億になります。そのほかの回収不能の分が約十六億、それ以外の残りの約五十億はその他の一般経費がございまして、これは清算法人が引受けましたあとの種々の管理費その他の経費、金利等を含んでおるわけでありませぬ。従つて赤字百十九億のうちのも主なもの、先ほどの三つの要素になるわけでありませぬ。廃棄、欠斤がどういふ原因に基くかといふことは、公団の貯炭が累積いたしましたの後に、はつきり出て参りました問題でありまして、もちろん公団解散決定後そこに残つておりました貯炭といふものは、残つて以前からの累積された貯炭でありますので、そのときに初めて出て来たもので、必しも言ひ切れませぬが、しかし現実化したものでは、やはり公団が解散いたしましたので、それまでにはたつていた石炭が、さらにその後数箇月間の処理期間の間に、どの程

度品質が下り、また自然発火して消耗したかということになるわけでありませぬ。従つて従来のごとく配炭公団の業務が円滑に、順調に運営されておりました場合は、石炭が始終流れておりましたために、そういう貯炭のロスというものも出ないわけでありませぬけれども、いざこれを決算いたしますとこの段階に入りまして、ようやく全体のものがはつきり出た。しかしそのうちの大部の原因は、やはり昨年の四月以降貯炭が特に激増いたしましたので結果に基くとところが非常に大きいのでありまして、その後の貯炭増の傾向に對しましてこれをいかに管理し、いかに売りさばるかということが一番の問題であります。これが非常にうまく行われれば、もちろんこういふ欠損は出ないのでありますけれども、しかし諸般の経済情勢を考へましたときに、五百万トンの貯炭が円滑に右から左へ売りさばかれるものでもなく、またそれだけの貯炭の管理というものが、限られた公団の人員で完璧に行われるということも、またなかなか期待したいところでありまして、そういうことにおきましては、貯炭関係の損失というものは、やむを得ないところがあつたと私どもは考へております。また売上金の回収不能につきましても、もちろん公団存続中におきましても、回収につきましては非常に努力しておりますが、全般的な事業不振なしは金詰まりのために、昨年初めごろから次第に回収が困難になりまして、それに対しまして配炭停止という一つの武器をもつて對抗するということも、昨日もちよつと申し上げました

ように若干困難な点がございましたので、まず一焦げつきがふえる。しかしこれに對しましては、やはり公団の整理期におきましては、そういうふうな非常手段においても十分對抗して、できるだけ回収するように努めたのであります。やはり一般的な情勢といふものはいかんともしがたく、現在においてもなお残つておるわけでありませぬ。そのうち、解散當時に約百六十億ほどたまつておりましたものを、約一割だけは結局においてもむずかしいのではないかと、こういう予想のもとに見積られた額でありまして、これはもちろん今後の公団の清算当局者の努力によりまして、どの程度まで、圧縮できるかという問題になつていゝと思つてあります。

○西村(直)委員 私どもまだ納得が行かないのは、御説によりまして貯炭が増加して、それでもつて炭炭なり欠斤がふえて行つて、しかも人員が足りないから、その結果出て来たものはやむを得ない。いわゆる天から災難が降つて来たからこういうふうになつたというふうな説明が昨日来られておる。そうでなくて、私はかなり人為的な原因がありはせぬかという点をいさ少し御説明いただかないと、これは野党の人は口をきわめておつしやるのです。国民の血税でとにかく百二十億からの穴を埋めるわけでありませぬ。その点から行きますと、政府側といたしましても、いさ少し真鍮な立場でお考へ願わぬと納得できない問題だと思つて、具体的に例を申し上げますと、配炭公団の保険の問題にいたしまして、自家保険をやらぬで、いわゆる配炭公

団の旧の統制会社の関係で千代田商事というふうな会社をつくらせて、六億からの保険料を拂つておる。そしてその保険料の歩合をとつておるわけだ。こういうふうな事実もやはりありませぬ。あるいは石炭管理局長が御存じになつて問題になりました。いわゆる荷後炭協会の、いわゆるどろぼう炭の協会というふうな制度もできておる。そして、そういう点は政府側として、率直にお述べになつて政府側としては中間の監督の責任の問題もありません。これは一つの責任もありません。しよが、配炭公団を運営した当事者の方々の責任というものは、清算人が残つて、しかも清算人はどちらかといふならば、私どもの考へておるところでは、あまり深入りしなかつた人だけを残して、大物はみな逃げちやつていゝ、その点をもう少し政府の方から率直に御説明願つた方が、われわれには納得が行くのではないかと思つております。いかがでしょうか。

○中島政府委員 公団の理事者の運営方法によりまして、その責任によつてある程度損失ができたのではないかと、御質問であります。全般的に考へました場合には、私どもは先ほど申しましたようにそれほどの余地がなかつた、かように考へております。ただ個々の問題につきましては、もちろんただいまの保険の問題にいたしましては、やり方といたしましては、あるいは自家保険という方法があつたかもしれないのであります。そういうふうな保険を委託するといふようなことは、これは保険会社と配炭公団との中間に大体品物を置いたといふだけでありませぬ。

して、直接契約をいたしまして大して経費が節約できたかどうかといふことは疑問だと思つておる。しかしそれと別個に、自家保険をすればどうかといふことは、一つの方法として考へられると思つておる。その点につきましての当否は、必ずしも私ははつきりいたしておりませぬ。それからたえば配炭公団の業務の運営中にも問題になりませぬのは、公団が山から炭を引取りますときに、大体もうほとんど計量もなしに貨車一ばい幾らということ、実質的には一割ないし一割五分あるいは二割という欠斤をそのまま引受けて来て、そしてこれを消費者の方にそのまま売りつける。これが販売のときに正確な計量をいたしまして、当然それだけの欠斤が配炭公団に出るわけでありませぬ。そういうふうな意味で出たロスも部分的にはあると思つておる。しかしもしそういう事実があるとすれば、最後に残つた配炭公団の貯炭が、実際の受入れ数量と拂出し数量との差額より一割ないし一割五分ぐらいは当然少くならなければならぬ、こういうふうに一応想像されるのです。これにつきましては、そういう疑念を持つて公団解散後一、二箇月の間に、相当の人手を擁護しまして、これは各関係官庁参加の上であります。公団の貯炭の実地監査をいたした結果は、予想に反して、実際の貯炭数量といふものが帳簿数量にきわめて近いという結果が出ておる。それをもつて見ましても、それほど世間一般に言われているほど、配炭公団の業務がルーズに行われておるといふことにはならない、こういうふうな考へ

ております。○西村(直)委員 どうも納得が行かないのであります。それは石炭管理局の局長さんが、かりに自分が御商売をやつておるといつた場合に、そういう態度でもつて御商売ができるものとお考へになりますか。百二十億の赤字を出してしまつたら、商売は首をつる以外にはない。ところが公団といふあたにかい形式で、あとは清算に送つて、そしてそのしりを国会へ出して国民の税金でやる。これでは私は国民は納得しないのではないと思つておる。これに對してはどうですか。あるいは政務次官から御答弁願つてもいいのですが、あまりにも私には御説明が納得行かない。ほかの委員の方はどうか知らんが、私は納得が行かない。○西村政府委員 西村委員の御説は、私は一応ごもつともだと思つておる。御説のように自分の商売だつたら当然ではないであらうと御想像なさいます。うな赤字が出まして、それが国民の血税によつて補填されているのだ。それいふことは納得が行かない。これは私どもがもし立場をかえて考へてもその通りだと思つておる。個々の問題につきまして、いろいろ中島局長から御説明申し上げましたその一つ、が、むしろお考へる点と實際をしていゝような説明になつておることは、私どもの責任においてこれはおわびを申し上げます。いざれにいたしまして、貯炭が増加して来た部分につきましても、その多くは物理的現象と申しませぬか、貯炭の場所もないといふふうな

事実上迫り込まれまして、しかもそういう状態ができませんと、石炭は散らし、自然管理もおそろそかになり、そこに先ほど御指摘のような人為的悪条件が加わつて、いろいろの弊害が起つておつたということ、これを極力とどめるべく努力を拂つて来たのでありますが、そういうことは全然ないと政府としては言えない立場でございます。従いまして個々の問題につきましては御納得の行かない点につきましては、国民を代表せられる皆様のお立場におきまして、国民の御納得の行くまで御調査御追究をしていただき、私どもとしてもできるだけ資料を整へ、皆さんの代弁によりまして国民の御納得の行くような措置をとつて、私どもの責任のあることも明らかにしてもらいたい、かように考へておる次第であります。

○前尾委員 大体この問題が最初問題にされるに至りました原因と申しますか、これは安本で査察をされた結果であるかと想像される記事が新聞紙上に現われたわけで、しかもその当時不正確な内容が相当あるように宣伝されたわけで、従いまして私は安本當局からその査察についての御意見、なおまた現在されております收支の予想、それらについて、はたして安本が調査された結果と、もちろん符合しているとは思いますが、それに対する御意見、そういうものをまづ伺いた方がよいのではないかと思ひますので、その点ひとつお願いいたします。

○木村(武)政府委員 たいだいま前尾さんから御質問の点でございますが、私も昨年のちようどこの解散の問題が日程に上りまします直前ごろに、配炭公社の業務の監査をいたしましたことはござい

ます。その当時監査いたしましたのは、もつばらいいゆる臨時物資需給調整法の運用面を、配炭公社がどういふふうをやつていられるかという点を中心としていたしたものであります。つまり配炭の見地と申しますか、いわゆる不正があるというふうなことの監査ではございませんで、配炭の見地の監査をもつぱらいたしました。そういうことと申します。当時私もが感じましたのは、石炭につきましては二十三年度くらいまでは非常に貴重物資だといふのでいゆる有効需要の問題などがほとんどのなかつた。ところがわれ／＼が監査いたしました当時、石炭について非常な有効需要の問題が起つた。それからこれは私も見たところでは、石炭の生産はいわゆる傾斜生産方式のものに上つたのであります。それに伴つてすその炭がたくさん出て、優良炭が出て来ない。出て来ないというと語弊がりますが、むしろすその炭が多いので、ますます有効需要のことが問題になるという状態、そういう背景であつたのであります。ところが依然として配炭公社の商売のやり方と申しますか、物の渡し方が、言葉がいささか何ですが、売つてつかわすというか、土族の商法と申しますか、そんなふうなことで、たとへばはなはだしい例は、大阪などで見ました例では、かんじんの売渡先を全然確かめておられぬ。どこにこの石炭を売られるのか、その売渡先が公団ではさつぱりわかつておらないという状況であります。ところが引取りが非常にむずかしくなつて参りましたので、われ／＼が調査いたしましたときに、どこが一体配炭先であ

らうかというところを、公団と一緒に見に行つたというふうな状況であつたのであります。だん／＼と需給の問題が、そういうふうな情勢がかわつて参つたにかかわらず、公団の商売のやり方が依然として、需給が非常に窮迫しておつた最初の時期のような仕事のやりぶりであつたというふうなことが非常に顕著に見られる。これはまた一つは切符の発券のやり方が、小さなものまで中央発券になつておりました。現地ではほとんどその発券の問題にタッチしてない。そこで発券自体が非常に地方と遊離して。だん／＼経済的情勢が変化するにつれて遊離して、いろいろの状態が見られます。こういうことと表裏している問題であります。最初石炭の需要が非常に窮迫しておつた時代には、とにかく切符があれば、それを自分の工場に使おうが使うまいが、切符自体が価値があつたわけでありますが、だん／＼と切符にも魅力がないという情勢になつて来たのであります。しかしそれにもかかわらず、そういうふうな状況が見られて、やはり石炭の引取りが活発に行つていないというふうな問題が見られたのであります。従つてお尋ねの点について結びつけてお話を申し上げます。特に配炭公社の末期におきまして、商売のやり方があまり上手でなかつた。そこで最後

に特にすその炭などについて滞貨がだん／＼と大きくなって来た。もし先ほど西村さんのおつしやるように、自分の商売のうちに考へてそれを一生懸命に売る、積極的に売るという操作をやつたならば、もつとこの解散のときのごた／＼というものが、もう少し少く済んだのではないか。こういうふうなことが私どもの調査のときに出て参つた一つの結論であります。大体そんなことでもあります。

○吉米地(美)委員 たいだいまの案本の御説明で事態が大分ほぐれて来たと思ひますが、その中でこの問題を解決するポイントはどこにあるかというところ、これを一つの問題から見たら、たゞいま明らかにされたように統制そのもの、統制の機構、その運営、これが悪かつたということが一つの原因だと思ひます。われ／＼はこの公団をつくるときに、こういうことを見越して反対をいたしましたのでありますけれども、とにかくこの公団といふものが成立して、昨年の九月までやつて来た。それから生れて来た不始末であるとして、これはわれ／＼も責任の一半を負わなければならぬものだと思ひます。そこでいま一つ残された問題は、政府がこの間に十分な監督をしたかどうか。損害を避けるだけの努力をしたかどうか。その監督はどうか、さういふことにすることが大きな問題になる。そこで政府も最善の努力を拂つてやつたけれども、遂に及ばなかつたということであるから、これは人間のいたすことであるからいたし方がない。ここに私どもはこの問題の解決点があるのではないかと思ひます。ただこの際私がいまほど来ておりましたお話について、註釈を加へ御反復願いたしたいと思います。それはこの配炭公社の解体後に、品質が非常に落ちて不可抗的な損害があつた、こういう説

明が一つあつたのであります。これは大きな間違いであります。そうじやなくて、この配炭機構による増産で、初めておつたのです。それでこの議場におきまして、私はこのことを指摘いたしました。ああいうものを配給されたのではわれ／＼は困る、また努力、資金の浪費になるだけであるといふことをたゞ／＼申したのであります。しかるにその当時の政府は、これに対して一向耳をかさなかつたのであります。これは石炭国策を主張されてその結果出て来たのですから、耳をかさなかつたのも当然であると思ひますけれども、とにかく／＼この問題について論議されたいけれども、ついに問題にならなかつた。ただ配炭公社が活発に仕事をしておつた間は、こういう燃えない粗悪炭をむり／＼に押しつけたのです。であるから幾らかずつでも片づいて行つた。そして今これを見ますと、掛売金の滞りが大分ありますけれども、この掛売金の滞りといふものが、はたして買つた方だけの責任であるか。売つた方にも責任があるのではないか。売つた方で悪いものを売つたとか、欠斤のものをお賣渡したとか、拂われない理由が言わせた、相当拂われないだけの理由があるのではないか。また売る方でもむり／＼のことをやつたことを承知しておるのではないか。われ／＼はこう考へるのであります。きょうもらつたこの表を見ましても、大部減つてはおりますけれども、この中には国鉄と

あるいは貿易公団とかの国家機関も入つております。そのほか当然拂えるといふことが見越される会社が、拂つて

おらないというふうな事になつて来ると、これはその辺に相当考へるべきことがあるのではないかと。それで政府は自己の責任を軽くするやうな答弁ばかりしない、今安本で話されたやうに、現実を現実としてお話しなつて、それを基礎に解決方法を考へて行くのがいいのではないかと私は思ふのであります。それから先ほど西村委員のお話で、保険の問題が出ておりました。これは重大な問題です。重大だというのは、単に配炭公団だけではない。現在まだ残つておるところの公団です。これがどういふ保険契約をして、どういふことをやつているか。これが大きな問題です。であるからこゝろのことについては、この問題を考へると同時に、政府がこれを機会に大いに肅正して行かれるということが必要じゃないかと思ふのであります。こゝろの点について何かお話しがあれば、伺つておきたいと思ひます。

○官報政府委員 吉米地委員のお話は、前にも石炭をやなくしていし炭だといふやうなお話を聞いたことも、私どもあなたの方の後輩といたしましてよく承つておつたのであります。当時も非常に心配いたしましたわけでありまして、いろいろこゝろに議論がなされて、不可抗力といふやうなことはそれは大きな考へ違ひだと言われますが、しかしこれは政府の責任を回避する言葉ではないことは、西村委員の御納得が行かないといふ点からお尋ねのありましたこと、政府は感ずべき責任は十分感じて参りたい、こゝろの態度でおるべきであります。結局出炭量がふえまして価格が下落した。今までは運賃等もプールのいたしまして、価格政策をどう

て参つた状態から、自由経済の中に突入いたしましたので、その間の事情といふものは、これはなかく人海で調整できない面があつたらうと思ひます。この点についてさういふ意味合いを申し上げたわけでありまして、御指摘のように、決して政府がとるべき責任に對しまして、これがいづれの内閣であるかどうかはその後の議論でありまして、当面におきまして、その責任を回避する等の気持は毛頭持つておりません。従ひまして、政府といたしましての監督が、善意の過失であつたものではなくて、私にここで申し上げるものではなくて、悪意の過失を見ることがあるか、あるいはそれを怠つたかといふ点につきましては、一応できるだけの努力を拂つて参つたのであります。しかし御指摘の通り公団につきましては、たゞいま残つております公団にも非常な欠陥があります。私昨年六月通産省に就任以来、公団の経理及び運営等につきまして幾多の疑問を持ちまして、具体的例で申し上げるならば、鉱工品公団における輸入物資及び放出物資等の処理につきまして、私監督すべき立場の一人としまして、きわめて満足のできない点があつたのであります。具体的問題を取上げまして、總裁その他に命じまして、具体的な調査をいたしましたところ、その結果現われて参りましたことは、私らの心配いたしましたことが一片の杞憂でなくして、真実の問題となつて現われた。たとえて申しますならば、公団から支拂いたしましたところの輸入税を仲仕の連中が、それを資金にして仕事をやつておつたといふやうな事実が暴露いたしました。これに對して法的追究

をするかしないかは、總裁の責任において行ふべきことを勧告いたしましたところ、当面のその責任者は一応輸入税の完納はいたしました。その後あらゆる問題につきましてそれらが関連いたしました。遂に自分で処置をつけなければならぬやうに感ぜられたのか、当時新聞紙上にも発表されましたが、自決してこの清算をいたしましたやうなわけでありまして、そのほか個々の具体的問題につきまして、いろいろ具体的な問題につきまして、弊害等を一々抜打ち的にやりまして、従来とかく弊害のありましたものを一つ一つ直す。一罰百戒とまでの偉大な力もなからうかとも思ひますけれども、少くともさういふ心持をもちまして、たゞいま統いておられます公団の監督を行つております。そこで配炭公団につきましては人の構成、特に公団といふものの組織が、私企業のように努力と創意とくふうと誠実を積み重ねる運営が、御承知のやうに困難であります。要は十年間統制経済の温床の中につちかかれた人たちの運営でありますので、人的面におきまして遺憾の点があつたことは、私どもは絶対にこれを否定するものではございません。そこで今後も政府機関として残存して参ります公団は、さういふ弊害にかんがみまして、随時きわめて早い時期にこれを廃止すべき方針をとつておりますが、その存続機関については、前報を踏まないやうに十分に監督をいたして参りたい、かやうに考へておられますので、お気づきの点は、それらにつきまして重ね重ね御注意、御勧告をいたしたいと思ひます。

○吉米地(英)委員 私先ほど申しました通り、この赤字の出た欠陥の一番大きい原因は、公団組織によつて配炭をやつたといふところにあると思ふのであります。そこでその配炭の機構の中で最も悪かつたのは、銘柄といふものを無視してしまつたといふこと、そしてプール計算をやつた。それから先ほどお話しになりましたが、石炭を正確にはかつて受渡しをしなかつたと申しますが、これは昔から石炭はさうでございます。正確に看取なんかしでの受渡しは、いつの時代でもやつておりません。ただこゝろの場合に、どうも公団を預かつておつた人が非常に無責任である。無責任の行動があつた。これは私否定できない事実だと思ふのであります。けれども根本を言つると、われわれ国会が承認してこの公団といふものにやらせたといふところに失敗があるのであります。ですから公団にやらしておくのは、これはやむを得ない一つの穴であつた。われわれとしてもこの責任を認めなければならぬと思ふのであります。そこで政府の方では、自分たちがこれだけやつたんだといふことと見えせていただければ、この問題は解決すると思ふのであります。いかがでございますか。

○官報政府委員 ただいまの御意見はまことに御名論でありまして、言葉といたしましてはその通りだと思ひます。しかしながら政府と国会との立場におきまして、各々見方が違ふのであります。こちらではできるだけ御説明申し上げ、御納得をいただく努力は絶対に惜しみませんが、その間に足りな

いところがありましたやうな場合にはお許しをいたす。かやうな立場にもなつて参ります。政府の御要求が措置等につきましては、御要求があらますれば、また一つの報告書のようなものでもつづり上げて、当委員会の御審査に備へる等の措置によりまして、ぜひ御了解をお願いしたいと思います。

○川野委員 本案に對しましてはまだ相當質疑があるやうでございます。なお政府としても誠実ある答弁をまとめていただく。なおできるだけ多くの参考資料を出していただく意味合いにおきまして、後日に譲ることになります。

○川野委員 次に昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案、及び予備審査中の旧軍港市転換法案を一括議題として質疑に入ります。川島委員。

○川島委員 ちよつとお尋ねしますが、この旧軍港市にはそれら、国家施設があつたわけですね。その中でことに病院等の施設が今日でもあるやうに聞いておるのであります。その病院であつた施設は、今だれの手でどういふ形で運営されておるのですか。それを御承知でありましたら、お伺ひいたします。

○佐々木参議院議員 詳細なことは大蔵當局で聞いていただく方が正確だと思ひます。病院は、私の知つておる範囲では共済組合がございまして、その他残存しておる病院は進駐軍の方にとられておるといふやうな関係が、異な

大蔵の政府委員からお願いいたしま

○川島委員 それでは軍港の方は後の機会にお尋ねいたします。

一方の国庫負担の方の問題について大まかな点でお尋ねをしておきたいです。戦時中及び戦後にわたつて、幾多の災害で国土が荒廃に陥つてお

○秋田政府委員 災害復旧の旧にもどすだけでも相当な費用がいることになると思っています。その後歴代の政府が若干ずつではあります。災害復旧にも力を注いで来たのですが、それ

○川島委員 私は千二百億程度ではな

○秋田政府委員 災害全体として千二百億、つまり従来公共事業費の対象にしておりまして十分であります。

○川島委員 私は千二百億程度ではな

○秋田政府委員 その点につきまして

○秋田政府委員 これは過去に起りま

○小山委員 自治庁で昭和二十三年

○秋田政府委員 先ほど申したよう

○秋田政府委員 十五万円以下の工

○秋田政府委員 十五万円以下の工

りの公共事業費が出ておりますが、この額のうち大体三百七十億程度は過去の分に当ります。百億だけは本年度の分でありまして、千二百億のうち三百億程度が本年度において復旧されることに相なります。

委員長退席、前尾委員長代理着席

○川島委員 そうすると、天然災害による復旧を国で扱ふべき性質の災害復旧費というものは、千二百億だけであつたわけですか。

○秋田政府委員 災害全体として千二百億、つまり従来公共事業費の対象にしておりまして十分であります。

○川島委員 私は千二百億程度ではな

○秋田政府委員 その点につきまして

○秋田政府委員 これは過去に起りま

○小山委員 自治庁で昭和二十三年

○秋田政府委員 先ほど申したよう

○秋田政府委員 十五万円以下の工

○秋田政府委員 十五万円以下の工

○秋田政府委員 十五万円以下の工

○秋田政府委員 十五万円以下の工

○秋田政府委員 十五万円以下の工

て、その内訳等は安本で各省に予算の配当をいたします際に決定いたしますので、われわれもいたしましては現在持ち合せておられません。

○小山委員 この三百七十億というのは、過年度が三百七十億というのでございませうか。さつき千二百億と川島君におつしやつたのは……

○秋田政府委員 大体復旧工事とい

○秋田政府委員 具体的な工事箇所につ

○小山委員 まだこれは実は全部読み

○秋田政府委員 両方合んでおりま

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

○秋田政府委員 御承知の通り、今回

○川島委員 そうすると二十五年度に

る地方行政調査委員会もできておりま
すので、その結果を見まして、そのよ
うな恒久対策を講じたいと考えており
ます。

○川島委員 私もちよつこの問題に
ついては錯覚を起しておつたよう
です。かりに二十五年の災害復旧事業
に三百七十億の国費を投じて全額国庫
でこれを施行する。それでこの配分の
形が全国的に見て適正公平であれば問
題はなかりと思ひます。ところが二
十五年年度に限つて行われる。二十五
年度以降の問題は、今後の問題に残さ
れて行くことになりますと、本年
度三百七十億の金額をもつて配分を
受ける当該災害地はそれでよろしい
が、残つたものにつきましては二十
五年の分だけに限られて、翌年から
従来のごとき配分で、国庫の負担は全
額でなくなるといふ形になると、非常
に公正を欠くような結果になる所が相
当出て来るのではないかと思ふので
す。そういう事柄について当然政府は
考えられたことだらうと思ふのであり
ますが、その間どういふお考えで行
くのかを聞かしてもらいたいと思ひま
す。

○萩田政府委員 今申し上げましたよ
うに、形は二十五年だけの法律にな
つておりますが、精神といつたしまし
ては二十六年以降でも、大体この趣
旨で実行して行きたいと思つておりま
すので、本年度においてたゞ補助
をもちつた所としからざる所に、非
常に厚薄の差遣ができることがないよ
うにしたいと考へております。

○川島委員 そうすると二十五年限
りではないのだ。実質面においては、

今後年次的に全部の復旧が終るま
で、こういうことが続行されるのだと
いふふうに理解してよろしいわけであ
りますか。

○萩田政府委員 大体そういうように
考へております。つまり二十六年以
降も、もしこのようになつてくれない
といたしましても、そのためにその団
体が地方財政上非常に困るようなこと
が、絶対に起らないようにしたい
と考へております。

○小山委員 平衡交付金の問題とから
んでお尋ねしたのであります。災
害復旧は萩田さんも御承知のように府
県によつていろいろ違ふ。毎年々々災
害を受けておる県もあれば、十年に一
べんしか災害がない県もあります。そ
ういふ場合に過去における災害復旧
費等に要した県債の利息負担、あるい
は十五万円以下のものをいろいろやら
なければならぬために生ずる県債の
利息負担、そういうものも平衡交付金
の交付対象となつておりますかどう
かを伺いたいと思ひます。

○萩田政府委員 今おつしやいました
災害のために起しました県債の元利償
還費は、全額平衡交付金の標準行政費
の中に算入いたすことになつておりま
す。従つて過去において災害をこうむ
り、そのために県債がかさんでおりま
した所は、その元利償還額の全額が平
衡交付金の対象として保証されること
になります。

○北澤委員 私は旧軍港市転換法案に
つきまして、二、三点お伺ひしたいと
思ひます。その第一点はこの法案の第
一條によりますと、この法律は旧軍港
市を平和産業港都市に転換すること

によつて、平和日本実現の理想達成に
寄與することを目的とするとなつてい
る。ところが横須賀は現に西太平洋に
おけるアメリカの海軍の活動の本部
みたいな形になつておるのであります。
そういう点で、横須賀の町の相当
の部分は、やはりアメリカの海軍のそ
ういふ目的のために供せられること
になりますので、横須賀の場合には、そ
れ以外の地域に平和産業都市をつくる
ということになりますか。ちよつと伺
いたいと思ひます。

○佐々木参議院議員 この問題につき
ましては向うと交渉の際、特に横須賀
海軍の司令官等がこの問題に協力して
いただきまして、いろいろこの問題
に――基地になるのではなかりか、
基地になるためにオーケーが非常に選
れるのではないかと心配いたしておつ
たのであります。ほんとうに當つて
みますと、そのようなことは関係がな
いので、やはりこの軍港を一日も早く
平和産業都市にすることは大賛成だ、
大いにやれと激励を受けたようなわけ
でございますので、おそろく基地にな
るといふおそれはなかり、かように
考へております。

○北澤委員 あそこのデッカー提督
は私もよく知つておる人でありませ
ぬ。あの方は三年ばかり前に来られま
した。あの方は会うたびに、自分が横須
賀におる以上は、昔は日本一の軍港で
あつたけれども、自分が来た以上は、
これを日本一の平和な都市にする、こ
ういふつもりでやつておるのだと言
つておられます。従ひましてあの横須賀
市におきましては、ほかのアメリカ陸軍
の管轄権のある所と違ひまして、デッ

カーズ将軍が非常に好意を持つて、た
とえば賠償施設などでも、アメリカ海
軍の好意によつて、日本の方に返す
いうことで、あの方は横須賀の復興に
努力したのであります。あの方があそ
こに来ましてから、いかにして横須賀
におきまして、工場労働者などの就職
の率をふやそうかといふことで、毎日
毎日の統計をとつて、きよはこれだ
け人夫がふえたと言つて、それを見て
喜んでおられたのであります。その後
の情勢をだん／＼見ておられますと、デ
ッカー提督の意思と関係なく、あそ
こを平和的でない方面に使うような空
気が出ておられますので、この質問をし
たのであります。

それで、ただいまのお話によりま
すと、アメリカの海軍としましては、横
須賀を平和産業都市にすることに全面
的に協力するといふことになりま
す。たとへばアメリカの海軍があそ
こで使つておられます土地とか建物も、相
当大幅に横須賀の平和建設のために使
わすものであるか、その点をお伺ひ
いたします。

○佐々木参議院議員 その海軍が使つ
ておられるものをただちに返すかどう
かについては、まだ的確に調べており
ませんが、先ほど申しましたオーケー
をとる段階に非常な協力を願ひ、促進
を願つたような関係で、オーケーも非
常に早くもつたといふ関係から行き
まして、できるだけ早く平和産業に転
換しろといふ指示をもらつておるわけ
であります。このためにこの委員であ
る宮原君、また渉外関係の山田議員等
がしばしば会ひまして、折衝しお礼を
言つておるような関係であります。

○北澤委員 この旧軍港都市にありま
すいろいろの旧軍用施設の中には、賠
償の施設としてまだ解除になつていな
いものが相当あるものであります。賠償
施設で解除になつたものは日本の固有
財産であります。また賠償の指定を
受けておるもの、あるいはアメリカの
軍側にあるものを、平和都市建設のた
めに利用するようお考えがあるかど
うか。

○佐々木参議院議員 その点につきま
しては、御承知の通り各軍港で賠償物
資をそれ／＼整理をいたしまして、荷づ
くり、梱包をしておるものが相当あり
ます。その荷づくりされたものはまだ
解放されておりませんが、漸次解放す
るといふものが大分できておる。とい
うのは一級品、二級品、三級品と等級
がつけられてあるものであります。そ
の等級のうち、三級品などはもう解放
していいのじやないかという意向が強
いようでありま。です。ですからさうい
う場合にはやはり三級品が解放されたら
もどしてもらつて、日本の工場に使い
たいという考へてあります。

○北澤委員 もう一点お伺ひいたした
いのですが、旧軍港都市におきます
固有財産とかさういふものの大体の率
と申しますか、これはもちろん大蔵省
でおわかりと思ひますが、参考のため
に当委員会にお出し願ひたいと思ひま
す。

○佐々木参議院議員 この問題につ
きましては本日参議院において大蔵、地
方行政、建設の三つの合同審査をやり
ましたときにも、やはりそのような資
料を提供しろといふことをごさいます
と、明日中にも参議院の方には提出

するといふ予測になつております。その点ひとつお含みお願ひしたいと思ひます。

○官廳委員 軍港にある施設は無償で拂ひ下げるのでしようか。有償で拂ひ下げるのでしようか。

○佐々木参議院議員 これはお手元に配付してあるかどうかわかりませんが、四條で、公共団体に對しては従来は二割以内の値引きをするという規定になつておりますが、今度のこの法案によつて五割以内の値引きをするということに改正することになつております。同時にその四條の二につきまして産業会社の誘致をやつておりますが、現在の国有財産処理法に基く法案の規定によりまして、なか／＼単価が高いために各産業会社がこれに向つて事業を起せようと思へません。そこで非常

困つておるのがこの四つの都市でありまして、この四つの都市にはやはり公共団体と同じような値引きを願ひたいというものが、私どもの願望であつたのであります。その四條の二をそのよゝうな法案に仕上げて持つて行こうと思つたのが、つい、早く持つて来い、早く持つて来い、オーケーを早くやろうといふような関係で、宮原委員長などがするうちにその案を持つて行つたわけです。私も初め提案した者がいな

が、これも金利を出し、担保を提供するといふことになつておりますので、そのような恩典の少なさでは、この未開の地にもつて行つて産業を起すといふ有志が少いといふことがあります。しかしこれをすぐ修正を願ひたいといふので、われ／＼またGHQに参りまして、たつたところ、一旦これでオーケーをやつたんだから、もしやういふことが必要であれば、委員会が修正をしたらいいだらうといふようなお話がございまして、このまま提案いたしました次第であります。

○官廳委員 これはどういふことになりましようか。今までに建物なんかで借りておつたような場合には、結局拂下げになつたからといつて明渡しするものでしようか。それともそのような過去の法律関係は認めて、貸すことを継続させるものでしようか。その点を伺ひたい。

○佐々木参議院議員 大体四市とも今までは一時貸與の形でございまして。名目は一時貸與で、何年か経てよろしいが、一時貸與でございまして、いつかは一時貸與を解いて充溢しにしないければ国有財産の処理ができませんといふので、実は大蔵省はこのよゝうな法案が早く出て、このよゝうな処分を早くしたいといふ意向があつたよゝうでござい

たのみで、永久に貸すといふことではこの財産処理がつかないもので、今はもどせとは申しませんが。しかしいつかはもどさなければならぬといふ段階にあります。

な施設撤去のあとに來るいろ／＼な経費が相当かかると思ひます。そういう意味から考えると、これには相当経費がかかると思ひますが、そういう埋合せで安く拂ひ下げるのでしようか。どうでしようか。

○佐々木参議院議員 そのよゝうな考えでございまして。どうしても今の四つの都市の経済では復興が困難でありまして、そこでやはりこの遊休施設を利用して活用いたしまして産業を起して、それらの工員なりあるいは会社から税金をとつて施設を充實させる、こういう考

えであります。

○官廳委員 話がかわりますが、秋田さんにお伺ひ申し上げます。災害の全額国庫負担で地方住民として一番考えさせられる三百七十億の配分でありまして、この配分については自治庁は関係されるのでしようか。これは運輸省、建設省、農林省が自分の査定方針によつてやるのであります。あなたの方がこれに関與されるのであります。それを伺つておきたい。

○秋田政府委員 これはわれ／＼の方

されることになりまして。従つてこの問題につきましては地方債の問題は起らないのであります。この標準以下のものにつきましては、こちらで査定いたしまして地方債を許可いたします。そういうものにつきまして将来元利の償還金を平衡交付金の中に計上いたしまして、結局において全額国庫負担といたしたと同じことになりまして。

○小山委員 その点はよくわかりました。それからこれはこの法案のできる過程においてわれ／＼が主張したのであります。どうもその規定が抜けてい

るよゝうに思ひます。と申しますのは、一箇所十五万円以上といふことになれば、地方の山村の場合には被害箇所が相当散らばつておると、一つの村なり町なりを集計してみると、相当な金額になつておる。その場合の救済規定を最初考へられておつたはずであり

ますけれども、今度の規定にはそれが抜けておるのじやありませんか。

○秋田政府委員 そゝういふ御意見も途中で聞いておりました。いろいろ考へましたのですけれども、これが一応政府が全額国庫補助をいたしますから、どうしてもこれを拾ひ上げる以上は、全部政府の機関において工事の査定をしなければならぬ。これはと

うてい十五万円以下になりますと手

が属きませんので、これはやはり対象から除外することにしたいと思ひます。しかしながらそゝういふ町村にお

きましては、そのために相当財政上困ることが出て来はしないかと憂慮され

ますので、その点につきましては地方債の問題、それから平衡交付金によりまして十分に考慮いたしまして、そゝういふところも災害のため財政が困ると

○佐々木参議院議員 大体財産の処理を重点にこの審議会を運営して行く。都市計画についてはまた別な方向になろうかと思ひます。

○前廳委員長代理 他に質疑がないようでありますから、本日はこの程度で散会いたします。

午後四時三十三分散会

〔参照〕

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国税犯則取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国税の延滞金等の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第七回国会衆議院大蔵委員會議録
第四十一号中正誤

旧軍港市転換法案中の発議者中「伊藤保平」は削るべきの誤

第七回国会衆議院大蔵委員会・建設委員会連合審査會議録第一号中正誤

頁 段 行
一一 出席委員中左記建設委員を加える。

深澤義守君の次に「村瀬宜親君」

二四 三三七 伊藤保平は削るべきの誤

昭和二十五年五月一日印刷

昭和二十五年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所